

小児慢性特定疾病対策の概要

— 医療費助成等 —

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

1

目次

1. 小児慢性特定疾病対策の概要

- a. 制度について
- b. 対象疾病と対象者
- c. 医療費助成
- d. 日常生活用具給付事業
- e. 申請医が作成する書類
- f. 指定医
- g. 指定医療機関

2. 対象疾病

3. 医療意見書の書き方

4. 小児慢性特定疾病における成長ホルモン治療の申請について

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

2

1. 小児慢性特定疾病対策の概要

**小児慢性特定疾病対策は、
児童福祉法に基づき、
長期にわたって生命を脅かし、
高額な医療費負担の続く慢性疾患を抱える子どもへの
医療費助成や疾患研究等を行う事業である。**

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

3

1-a. 制度について

根拠法

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

沿革

1974（昭和49）年に疾患別に実施されていた事業を統合し、小児慢性特定疾患治療研究事業として開始。2005（平成17）年に事業を法制化。2014（平成26）年に児童福祉法が一部改正され、事業の義務的経費化および小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を法定化。2015（平成27）年1月より小児慢性特定疾病対策として対象疾病を大幅に拡大。

実施主体

都道府県・指定市・中核市

事業目的

慢性疾患を抱える児童等の健全育成を目的とし、その治療の確立と普及、患者家族の医療費の負担軽減を図ること

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

4

1-b. 対象疾病と対象者

対象年齢

初回申請は18歳未満まで。

18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要な場合は、20歳未満まで。

対象疾病

次の4要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの

- ・慢性に経過する
- ・生命を長期に渡って脅かす
- ・症状や治療が長期にわたり生活の質を低下させる
- ・長期にわたり高額な医療費負担が続く

1-c. 医療費助成

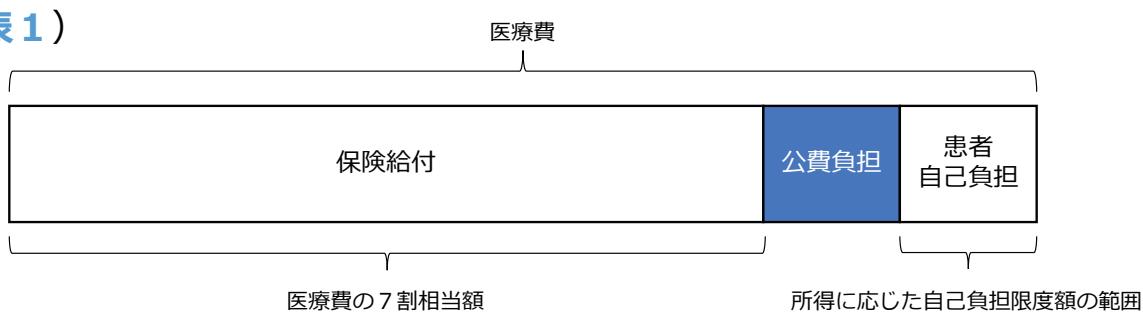
1. 医療費助成の対象

小児慢性特定疾病に関する**医療保険対象の医療費**

2. 助成の方法

患者自己負担額は2割だが、支払いは所得に応じた自己負担上限額まで

(表1)



1 -C. 医療費助成

3. 小慢特定疾病重症患者認定

次のいずれかの重症患者認定基準を満たす場合は、
小児慢性特定疾病「**重症患者認定申請書**」の提出が可能であり、
承認された場合には、更に自己負担上限額が下げられる（表1※1）

- ① 費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者
(医療費総額が5万円/月を超えた月数が**年間6か月以上**ある場合)
- ② 療養に係る負担が特に重い者 (表2a,b)

1 -C. 医療費助成

4. 人工呼吸器等装着者

人工呼吸装置（離脱の見込みがない場合）や体外式補助人工心臓等の生命維持管理装置を一日中装着している場合には、
小児慢性特定疾病「**人工呼吸器等装着者申請書**」の提出が可能であり、
承認された場合には、自己負担上限額が大幅に下げられる（表1※2）。

表1 自己負担額（月額・円）

階層区分	階層区分の基準	患者負担割合：2割		
		自己負担上限額（外来+入院）		
		一般	重症（※1）	人工呼吸器等 装着者 (※2)
生活保護	—	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人収入 80万円以下	1,250	1,250
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	2,500	2,500
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満	5,000	2,500	500
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満	10,000	5,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食事療養費		1/2自己負担		

※1. 医療費の総額が5万円／月を年間6回以上ある者

※2. ①医療費の総額が5万円／月を年間6回以上ある者 又は

②小児慢性特定疾病重症患者認定基準に適合する者

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

9

表2a 療養に係る負担が特に重い者

イ 小児慢性特定疾病児童等であって、次の表に掲げる部位等のいずれかについて、同表に掲げる症状の状態のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められるもの

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの） 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの） 一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの） 両下肢を足関節以上で欠くもの（両下肢を足関節以上で欠くもの）
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がりせず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記（眼及び聴器を除く）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

10

表2b 療養に係る負担が特に重い者

□ 小児慢性特定疾病児童等であって、次の表に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の治療状況等の状態にあると認められるもの

疾患群	症状の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの

1-d. 日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病対策の対象者は、下記の日常生活用具の給付を受ける際に、所得に応じた費用の補助を受けることが出来る。

種目	対象者	種目	対象者
便器	常時介助をする者	頭部保護帽	発作等により頻回に転倒する者
特殊マット	寝たきり状態にある者	電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者
特殊便器	上肢機能に障害のある者	クールベスト	対応調節が著しく難しい者
特殊寝台	寝たきり状態にある者	紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しくかけて、がんや神経障害を起こすことがある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者	ネブライザー（吸入器）	呼吸機能に障害のある者
入浴補助用具	入浴に介助をする者	パレスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
特殊尿器	自力で排尿できない者	ストーマ装具（畜便袋）	人工肛門を造設した者
体位変換器	寝たきり状態にある者	ストーマ装具（畜尿袋）	人工膀胱を造設した者
車椅子	下肢が不自由な者	人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者

1 -e. 申請医が作成する書類

申請にあたっては、対象疾病に該当すること、および、対象となる基準に合致することを申請医が証明する診断書（① 医療意見書）が必要となる。

診断根拠や現在の状況を説明する上で必要と考えられる項目が列記された様式が、対象疾病ごとに用意されており、「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイト（<http://www.shouman.jp>）に掲載され、適宜ダウンロードできるようになっている。

申請医はこの他に患者の状態に応じ、② 成長ホルモン治療申請書、③ 重症患者認定申請書、④ 人工呼吸器等装着者申請書 等を作成する必要がある。

1 -f. 指定医

小児慢性特定疾病的医療意見書作成は、予め都道府県等に指定された「指定医」であることと定められている。以下のいずれかの要件を満たすことが必要。

- ① 疾病の診断又は治療に5年以上※1 従事した経験があり、関係学会の専門医※2 の認定を受けていること
 - ② 疾病の診断又は治療に5年以上※1 従事した経験があり、都道府県等が実施する研修を修了していること
- ※1. 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。
※2. [表4 指定医要件を満たす専門医資格](#) を参照

- 複数の実施主体にまたがって診療を行う医師は、診療する全ての実施主体に対し指定医申請を行う必要があることに注意する
- 指定医の氏名、診療医療機関および診療科は、実施主体により公表される
- 著しく不適切な行為が認められた場合等では、指定医取消しが行われる
- 指定医の有効期限は5年である

表4 指定医要件を満たす専門医資格

認定機関	専門医資格
日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻醉科学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会、日本消化器病学会、日本循環器学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本肝臓学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年医学会、日本神経学会、日本消化器外科学会、日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会、日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本血管外科学会、日本小児外科学会、日本リウマチ学会、日本小児循環器学会、日本小児神経学会、日本小児血液・がん学会、日本周産期・新生児医学会、日本婦人科腫瘍学会、日本生殖医学会、日本頭頸部外科学会、日本放射線腫瘍学会、日本医学放射線学会、日本医学放射線学会、日本手外科学会、日本脊髄外科学会、日本脊椎脊髄病学会、日本集中治療医学会	総合内科専門医、小児科専門医、皮膚科専門医、精神科専門医、外科専門医、整形外科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医、泌尿器科専門医、脳神経外科専門医、放射線科専門医、麻酔科専門医、病理専門医、臨床検査専門医、救急科専門医、形成外科専門医、リハビリテーション科専門医、消化器病専門医、循環器専門医、呼吸器専門医、血液専門医、内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医、糖尿病専門医、腎臓専門医、肝臓専門医、アレルギー専門医、感染症専門医、老年病専門医、神経内科専門医、消化器外科専門医、呼吸器外科専門医、心臓血管外科専門医、小児外科専門医、リウマチ専門医、小児循環器専門医、小児神経科専門医、小児血液・がん専門医、周産期（新生児）専門医、周産期（母体・胎児）専門医、婦人科腫瘍専門医、生殖医療専門医、頭頸部がん専門医、放射線治療専門医、放射線診断専門医、手外科専門医、脊椎脊髄外科専門医、集中治療専門医

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

15

1-g. 指定医療機関

小児慢性特定疾病的医療費助成は、予め都道府県等に指定された「指定医療機関」が行う医療に限ると定められている。以下のいずれかの要件を満たすことが必要。

- ① 療担規程に基づき、懇切丁寧な小児慢性特定疾病医療が行える医療機関又は事業所であること
 - ② 病院及び診療所にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること
 - ③ 薬局にあっては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること
 - ④ 訪問看護ステーションにあっては、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が行う事業所であること
- 指定医療機関の名称、所在地は、実施主体により公表される
 - 指定医療機関の**有効期限は6年**である

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

16

1-g. 指定医療機関

都道府県等の指導

指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、都道府県等の指導を受けなければならぬ。

都道府県等への報告等

都道府県知事等が必要と認めるとき、指定医療機関に対し報告や診療録、帳簿書類等の提出や提示を命じ、出頭を求め、又は職員や関係者に対し質問させ、診療録、帳簿等につき検査をする。

正当な理由なく、命ぜられた報告や提出、提示に従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同検査を拒み、妨げ、忌避したときは、都道府県等によって小児慢性特定疾病医療費の支払いを一時差し止められる。

都道府県等による勧告・命令等

指定医療機関が良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を実施していないと認めるときは、都道府県等によって期限を定めた勧告、勧告に従わない場合にその旨の公表、期限を定めた措置命令が下される。当該命令は、都道府県等によってその旨公示される。

1-g. 指定医療機関

罰 則

厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事と密接な連携の下に、小児慢性特定疾病医療支援を行った者やその使用者に対し、その行った小児慢性特定疾病医療支援に関し、報告若しくは当該小児慢性特定疾病医療支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。

報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処するとされている。

2. 対象疾病

対象疾病は、下記の16の疾患群から構成されており、計762疾病が対象である（詳細については各疾患群のスライド資料を参照）。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 悪性新生物 | 9. 血液疾患 |
| 2. 慢性腎疾患 | 10. 免疫疾患 |
| 3. 慢性呼吸器疾患 | 11. 神経・筋疾患 |
| 4. 慢性心疾患 | 12. 慢性消化器疾患 |
| 5. 内分泌疾患 | 13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 |
| 6. 膠原病 | 14. 皮膚疾患 |
| 7. 糖尿病 | 15. 骨系統疾患 |
| 8. 先天性代謝異常 | 16. 脈管系疾患 |

3. 医療意見書の書き方

- 申請の公正さを高めるため、診断の根拠となった情報や申請時の患者の状態に関する情報を詳細に報告する必要から、対象疾病ごとに専用の医療意見書となっている。
- 小児慢性特定疾病対策の見直しに際し、疾病研究の推進が謳われ、それに応じて登録データベースは疾病登録データベースとして再構築されている。医療意見書の共通項目は匿名性を保ちつつ、登録年度を超えて縦断的にデータをつなぐための重要なキーとなっている。このため**共通項目は全て記載されることが望ましい。**

3. 医療意見書の書き方（共通項目の意味）

申請の種別	新規	申請する疾病について初めて小児慢性特定疾病について登録をする場合に選択する。転居等で過去に別の地域で登録が行われていた際は転入を選択する。 新規申請の際は必ず過去の小児慢性特定疾病の有無を確認すること。 発症からしばらくは乳幼児医療費助成等を利用していた場合、小児慢性特定疾病対策の申請時期と発症時期が異なるが、小児慢性特定疾病対策は初めての利用となるため、新規申請となることに注意する。
	継続	前年度から引き続き同一疾病名での継続を行う場合に選択する。
	転入	小児慢性特定疾病対策は都道府県、指定市、中核市が実施主体となっているため、同一年度でも実施主体を超えた転居等が行われた場合、医療費助成の支出元が変わるために、再手続きが必要となる。これを「転入」申請といい、直前に受給を受けていた実施主体名とともに記載する。

3. 医療意見書の書き方（共通項目の意味）

氏名	記載する氏名は、原則として初回申請の名前を記載する。 事情により現在の名前が初回申請時との名前と異なる場合には、知り得る範囲で初回登録時の名前を追記することが望ましい。
年齢	新規申請は18歳未満、継続申請では20歳未満の者が対象となることに注意する。 年齢は、当該医療意見書を作成した日付の年齢とする。
出生体重 出生週数	「出生体重」および「出生週数」は、医学的基礎情報として利用される他、データベース内のキー項目としても用いられるため、母子健康手帳等を利用し、正確に記載すること。

3. 医療意見書の書き方（共通項目の意味）

出生
都道府県

「出生都道府県」の欄には、**出生時に住民登録を行った住所を、市区町村名まで記載する（出生した病院の所在地や出生届出証明内の「出生の場所」ではないことに注意）。**

出 生 届		受胎 平成 年 月 日 第 号	誕生 平成 年 月 日 第 号
平成 年 月 日 誕出 長 間		送付 平成 年 月 日 第 号	長 間
(1) 生	子の氏名 (ローマ字を併記) してください	小慢 優樹	父母との 関係 出子(長男) 口頭出でない子
(2) ま	生まれたとき	平成27年 2月 11日 午前 10時 30分	
(3) れ	生まれたところ	北海道札幌市北区北14条西5丁目	番地 番号
(4) た	住所 (住民登録をする) の氏名	東京都世田谷区世田谷4丁目21番地 小慢 太郎	番地 番号 出子と の読み柄
	父母の氏名	元	

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

<この欄は手帳を受け取った直ぐに自分で記入してください。>			
被 務	氏 名	生 年 月 日 (年 齡)	職 業
子 (妊娠)		年 月 日生(嘉)	
母		年 月 日生(嘉)	
の 父		年 月 日生(嘉)	
保 護 者		電話	
居 住 地		電話	
		電話	

子 の 氏 名	小慢 優樹	男 女
出 生 の 場 所	北海道 都道府県	札幌市 市区町村
出 生 の 年 月 日	平成27年 2月 11日	平成27年 2月 17日
上記の者については 出生の届出があったことを証明する	東京都世田谷区長 市区町村長 世田谷 太郎	

※赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出の証明を受けてください。

- 1 -

23

3. 医療意見書の書き方（共通項目の意味）

現在の身長
現在の体重

「現在の身長」および「現在の体重」は、医学的基礎情報として利用されるため、直近の測定値を記載する。

発病

発病した時期を記載する。

就学・就労

申請時点での就学・就労状況を選択する。自立支援や移行支援等のための重要な情報となるため漏れなく記載すること。

00.小児慢性特定疾病指定医研修 概要

24

3. 医療意見書の書き方（共通項目の意味）

現状評価

小児慢性特定疾病における重症患者認定基準に該当するか否かを選択する。
該当する場合は別途「重症患者認定申請書」の作成・提出が必要である。
人工呼吸器等装着者の基準に該当するか否かを選択する。
該当する場合は別途「人工呼吸器等装着者申請時添付文書」の作成・提出が必要である。
また成長ホルモン治療に対する医療費助成を求める際には、別途「成長ホルモン治療用意見書」の作成・提出が必要である。

追加資料 成長ホルモン治療について

- 表に示す以下の疾病で、これらの疾病および疾病に対する治療による低身長を認めた場合、各対象疾病に定められた「疾病的程度」を満たし、かつ、「成長ホルモン治療基準」を満たす場合に、成長ホルモン治療に対する医療費助成を受けることができる。
- 申請に際しては、対象疾病的「医療意見書」及び「成長ホルモン治療用意見書」が必要となる。

疾患群	成長ホルモン治療に対する 医療費助成がある疾病	成長ホルモン治療認定のための開始基準
悪性新生物	すべての対象疾病	後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）
慢性腎疾患	すべての対象疾病	腎機能低下による低身長の場合
内分泌疾患	先天性下垂体機能低下症 後天性下垂体機能低下症 成長ホルモン（G H）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。） 成長ホルモン（G H）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）	後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。） 成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）
ターナー症候群 プラダー・ウィリ症候群 ヌーナン症候群		ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群又はヌーナン症候群による低身長の場合
骨系統疾患	軟骨無形性症 軟骨異形成症	軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合

1 悪性新生物

01.悪性新生物

1

目次

- 1. 疾患群の概要**
- 2. 「疾病の状態の程度」について**
表 1 対象疾病一覧
表 2 疾病の状態の程度と対象基準
- 3. 対象疾病の並びについて**
- 4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意**

01.悪性新生物

2

1. 疾患群の概要

1 疾患群の概要

小児期に診断される悪性新生物（悪性腫瘍）は、腫瘍性血液疾患、 固形腫瘍、 中枢神経系腫瘍に分類され「小児がん」と総称される。

診断には原則として細胞・組織診断が求められるが、中枢神経腫瘍では画像診断や腫瘍マーカー検査で臨床診断する場合がある（注）。

治療は抗腫瘍薬による化学療法、放射線治療、手術治療、造血細胞移植療法が行われ、また原疾患に対する治療の併発症（血球減少、感染症、続発性免疫不全、続発性凝固障害、臓器障害、内分泌障害、栄養障害等）に対する支持療法や造血細胞移植療法後のGVHD（Graft versus host disease、移植片対宿主病）等に対する治療、治療による肢体機能障害や内部障害の治療等も状態に応じて行う必要がある。

本疾患群では原疾患の再発、二次がんの発症、化学療法や放射線治療などによる晚期合併症などに注意し、長期的な診療が必要となる。

（注）中枢神経腫瘍では、小児慢性特定疾病医療費助成においては、組織学的所見を問わず、医療費助成の対象となる。

1. 疾患群の概要

2 成長ホルモン治療について

本疾患群の対象疾病の影響により、成長ホルモン治療を行う場合は、悪性新生物の医療意見書のほかに「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。

成長ホルモン治療に対する医療費助成の認定には、小児慢性特定疾病対策として別途定められた基準があり、成長ホルモン製剤の保険適用基準とは一部異なっていることに注意する。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

悪性新生物には、2種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

01.悪性新生物

5

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度 と 対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

01.悪性新生物

6

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾患情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾患については、「○から○○に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾患情報センター 疾患一覧	
大分類	細分類
1 白血病	1 前駆B細胞急性リンパ性白血病
1 白血病	2 成熟B細胞急性リンパ性白血病
1 白血病	3 T細胞急性リンパ性白血病
1 白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1 白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1 白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1 白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1 白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1 白血病	9 急性单球性白血病
1 白血病	10 急性赤白血病
1 白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1 白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1 白血病	13 慢性骨髓性白血病
1 白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1 白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1 白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

01.悪性新生物

7

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
1 白血病	1	前駆B細胞急性リンパ性白血病	悪A	1 白血病	11	急性巨核芽球性白血病	悪A
	2	成熟B細胞急性リンパ性白血病	悪A		12	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病	悪A
	3	T細胞急性リンパ性白血病	悪A		13	慢性骨髓性白血病	悪A
	4	急性骨髓性白血病、最未分化	悪A		14	慢性骨髓单球性白血病	悪A
	5	成熟を伴わない急性骨髓性白血病	悪A		15	若年性骨髓单球性白血病	悪A
	6	成熟を伴う急性骨髓性白血病	悪A		16	1から15までに掲げるもののほか、白血病	悪A
	7	急性前骨髓球性白血病	悪A	2 骨髓異形成症候群	17	骨髓異形成症候群	悪A
	8	急性骨髓单球性白血病	悪A		18	成熟B細胞リンパ腫	悪A
	9	急性单球性白血病	悪A		19	未分化大細胞リンパ腫	悪A
	10	急性赤白血病	悪A		20	Bリンパ芽球性リンパ腫	悪A

01.悪性新生物

8

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度	
大分類		細分類		大分類		細分類		
3	リンパ腫	21	Tリンパ芽球性リンパ腫	悪A	5	31	腎明細胞肉腫	悪A
		22	ホジキン（Hodgkin）リンパ腫	悪A		32	腎細胞癌	悪A
		23	18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫	悪A		33	肝芽腫	悪A
4	組織球症	24	ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症	悪A		34	肝細胞癌	悪A
		25	血球貪食性リンパ組織球症	悪A		35	骨肉腫	悪A
		26	24及び25に掲げるもののほか、組織球症	悪A		36	骨軟骨腫症	悪A
5	固体腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	27	神経芽腫	悪A		37	軟骨肉腫	悪A
		28	神経節芽腫	悪A		38	軟骨芽細胞腫	悪A
		29	網膜芽細胞腫	悪A		39	悪性骨巨細胞腫	悪A
		30	ウィルムス（Wilms）腫瘍／腎芽腫	悪A		40	ユーイング（Ewing）肉腫	悪A

01.悪性新生物

9

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度	
大分類		細分類		大分類		細分類		
5	固体腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	41	未分化神経外胚葉性腫瘍（末梢性のものに限る。）	悪A	5	51	脂肪肉腫	悪A
		42	横紋筋肉腫	悪A		52	未分化胚細胞腫	悪A
		43	悪性ラブドトイド腫瘍	悪A		53	胎児性癌	悪A
		44	未分化肉腫	悪A		54	多胎芽腫	悪A
		45	線維形成性小円形細胞腫瘍	悪A		55	卵黄囊腫（卵黃囊腫瘍）	悪A
		46	線維肉腫	悪A		56	絨毛癌	悪A
		47	滑膜肉腫	悪A		57	混合性胚細胞腫瘍	悪A
		48	明細胞肉腫（腎明細胞肉腫を除く。）	悪A		58	性索間質性腫瘍	悪A
		49	胞巣状軟部肉腫	悪A		59	副腎皮質癌	悪A
		50	平滑筋肉腫	悪A		60	甲状腺癌	悪A

01.悪性新生物

10

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
5 固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	61	上咽頭癌	悪A	6 中枢神経系腫瘍	71	びまん性星細胞腫	悪B
	62	唾液腺癌	悪A		72	退形成性星細胞腫	悪B
	63	悪性黒色腫	悪A		73	膠芽腫	悪B
	64	褐色細胞腫	悪A		74	上衣腫	悪B
	65	悪性胸腺腫	悪A		75	乏突起神経膠腫（乏突起膠腫）	悪B
	66	胸膜肺芽腫	悪A		76	髓芽腫	悪B
	67	気管支腫瘍	悪A		77	頭蓋咽頭腫	悪B
	68	肺芽腫	悪A		78	松果体腫	悪B
	69	27から68までに掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	悪A		79	脈絡叢乳頭腫	悪B
	6	中枢神経系腫瘍	悪B		80	髓膜腫	悪B

01.悪性新生物

11

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
6 中枢神経系腫瘍	81	下垂体腺腫	悪B	6 中枢神経系腫瘍	91	70から90までに掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍	悪B
	82	神経節膠腫	悪B				
	83	神経節腫（神経節細胞腫）	悪B				
	84	脊索腫	悪B				
	85	未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）	悪B				
	86	異型奇形腫瘍／ラブドイド腫瘍（非定型奇形腫様ラブドイド腫瘍）	悪B				
	87	悪性神経鞘腫（悪性末梢神経鞘腫瘍）	悪B				
	88	神経鞘腫	悪B				
	89	奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	悪B				
	90	頭蓋内胚細胞腫瘍	悪B				

01.悪性新生物

12

表2 疾病の状態の程度と対象基準（悪性新生物）

疾病の状態の程度	対象基準	
組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	同左	悪A
頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	同左	悪B

01.悪性新生物

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

経過観察について

悪性新生物の対象疾病で、何らかの治療を行っている場合に加え、再発や転移の可能性が高いため、経過観察が必要なものも小児慢性特定疾患の医療費助成の対象となる。

成長ホルモン治療について

悪性新生物を原因とした成長ホルモン治療を行う場合は、悪性新生物の医療意見書の他に、「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。

01.悪性新生物

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

合併症や後遺症に対する治療について

- 医療費助成の対象疾病に対する外科的手術等の治療により、その対象疾病（原疾患）自体の症状は消失したが、原疾患に関連した合併症や原疾患に対する治療による後遺症がある場合、その合併症や後遺症に対する治療も、原疾患に起因する治療として医療費助成の対象となる。ただし、合併症や後遺症の程度について医療意見書に詳細に記載すること。
- てんかん発作が、中枢神経系腫瘍などの医療費助成の対象疾病（原疾患）に合併する症状と診断された場合には、てんかん発作に対する治療の医療費についても、医療費助成の対象となる。

01.悪性新生物

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

病理診断について

- 「中枢神経系腫瘍」の疾病の場合は、組織学的に悪性あるいは良性であるかどうかに問わらず、また組織型を問わず医療費助成の対象となる。
- 「中枢神経系腫瘍」以外の悪性新生物に該当する疾病の場合、組織と部位を明確にし、正確な診断がついた疾病が医療費助成の対象となる。ただし組織又は部位が明確に診断できない場合であっても、悪性新生物であると診断されれば、医療費助成の対象とされるが、診断の根拠等について医療意見書に詳細に記載することが必要である。

01.悪性新生物

16

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

再発例について

- 治療終了後5年経過した場合は医療費助成の対象としない。その後再発した場合は改めて医療費助成の申請が必要となる。ただし、再発や転移の可能性があり経過観察を行っている場合は、治療の一環として医療費助成の対象として差し支えない。
- 「治療終了」の時点は、抗腫瘍薬の投与や手術等の治療が終了し、悪性新生物治療による障害が無い又は軽微であるため、後遺症等に対する治療が不要な状態と医師が判断した時点である。
- 「疾病の状態の程度」における「再発等」には、転移の場合が含まれる。

01.悪性新生物

17

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン治療について

小児慢性特定疾病対策により
成長ホルモン治療に対する
医療費助成がある疾病

下垂体機能低下症

成長ホルモン分泌不全性低身長症

ターナー症候群

プラダー・ウィリ症候群

ヌーナン症候群

軟骨異常症（軟骨無形成・軟骨低形成）

腎機能低下による低身長

- GH治療に対する当該事業の医療費助成制度を新規に申請する場合は、他の施策を利用してすでに治療が開始されている症例に対しても、当該制度の開始基準が適用される。初回治療から当該制度を利用するすることが望ましい。
- 継続申請の初年度に際しては、意見書作成時の治療期間が6か月未満の場合は「年間成長速度」が正確に判定できないため、継続基準を満たしていない場合も、医療費助成の継続を承認して差し支えない。

※成長ホルモン治療に関する詳細は、別講座「[成長ホルモン治療](#)」等を参照すること

01.悪性新生物

18

2 慢性腎疾患

02.慢性腎疾患

1

目次

1. 疾患群の概要

2. 「疾病の状態の程度」について

表1 対象疾病一覧

表2 疾病の状態の程度と対象基準

3. 対象疾病の並びについて

4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

表3 年齢・性別ごとの血清Cr中央値及び腎機能低下基準値

02.慢性腎疾患

2

1. 疾患群の概要

1 疾患群の概要

腎炎、ネフローゼ症候群、腎・尿路奇形、尿細管疾患などが含まれ、対象疾病名は病理診断名を基本としている。

血尿、蛋白尿、腎機能障害、高血圧、浮腫、電解質異常等の症状を呈するが、3歳検尿や学校検尿、周産期の超音波検査等で偶然に発見されることも多いことが特徴である。

早期発見と早期治療により末期腎不全への進行防止や進行遅延が期待される。

2 成長ホルモン治療について

腎機能低下による低身長症に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、慢性腎疾患の医療意見書のほかに「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。

成長ホルモン治療に対する医療費助成の認定には、小児慢性特定疾病対策として別途定められた基準があり、成長ホルモン製剤の保険適用基準とは一部異なっていることに注意する。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

慢性腎疾患には、計10種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら10種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが
指定されている（表1）。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

02.慢性腎疾患

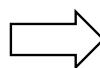
5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

02.慢性腎疾患

6

表1 対象疾病一覧（慢性腎疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
1 ネフローゼ症候群	1	フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	腎I	2 慢性糸球体腎炎	10	紫斑病性腎炎	腎A
	2	びまん性メサンギウム硬化症	腎I		11	抗糸球体基底膜腎炎（グッドパスチャー症候群）	腎A
	3	微小変化型ネフローゼ症候群	腎E		12	慢性糸球体腎炎（アルポート症候群によるものに限る。）	腎A
	4	巣状分節性糸球体硬化症	腎A		13	エプスタイン症候群	腎C
	5	膜性腎症	腎A		14	ループス腎炎	腎B
	6	1から5までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群	腎D		15	急速進行性糸球体腎炎（顕微鏡的多発血管炎によるものに限る。）	腎B
2 慢性糸球体腎炎	7	IgA腎症	腎A		16	急速進行性糸球体腎炎（多発血管炎性肉芽腫症によるものに限る。）	腎B
	8	メサンギウム増殖性糸球体腎炎（IgA腎症を除く。）	腎A		17	非典型溶血性尿毒症症候群	腎A
	9	膜性増殖性糸球体腎炎	腎A		18	ネイル・パテラ症候群（爪膝蓋症候群）	腎A

02.慢性腎疾患

7

表1 対象疾病一覧（慢性腎疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
2 慢性糸球体腎炎	19	フィプロネクチン腎症	腎J	15 慢性腎不全	28	腎静脈血栓症	腎C
	20	リボタンパク糸球体症	腎J		29	腎動静脈瘻	腎F
	21	7から18までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎	腎A		30	尿細管性アシドーシス	腎C
3 慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因のものを除く。）	22	慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎F		31	ギッテルマン（Gitelman）症候群	腎C
4 慢性腎孟腎炎	23	慢性腎孟腎炎	腎F		32	バーター（Bartter）症候群	腎C
5 アミロイド腎	24	アミロイド腎	腎C		33	腎尿管結石	腎G
6 家族性若年性高尿酸血症性腎症	25	家族性若年性高尿酸血症性腎症	腎C		34	慢性腎不全（腎腫瘍によるものに限る。）	腎F
7 ネフロン瘻	26	ネフロン瘻	腎C		35	慢性腎不全（急性尿細管壊死または腎虚血によるものに限る。）	腎F
8 腎血管性高血圧	27	腎血管性高血圧	腎C				

02.慢性腎疾患

8

表1 対象疾病一覧（慢性腎疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
16 腎奇形	36 多発性囊胞腎		腎C	17 尿路奇形	43 閉塞性尿路疾患		腎G
	37 低形成腎		腎F		44 膀胱尿管逆流（下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く。）		腎G
	38 腎無形成		腎F		45 43及び44に掲げるもののほか、尿路奇形		腎G
	39 ポッター（Potter）症候群		腎C		18 萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	46 萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎F
	40 多囊胞性異形成腎		腎F		19 ファンコニー（Fanconi）症候群	47 ファンコニー（Fanconi）症候群	腎C
	41 痿巨大糸球体症		腎F		20 口ウ（Lowe）症候群	48 口ウ（Lowe）症候群	腎C
	42 36から41までに掲げるもののほか、腎奇形		腎F				

02.慢性腎疾患

9

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性腎疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左	腎A
病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合	同左	腎B
治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合	同左	腎C
次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ 腎移植を行った場合	次の①から⑤のいずれかに該当する場合 ①「先天性ネフローゼ症候群」の場合 ②「半年間で3回以上再発」した場合又は「1年間に4回再発」した場合（新規発症例は発症時も回数に含める） ③治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ④ステロイド抵抗性であり、4週間のステロイド治療を行った後も、尿中蛋白質 100mg/dL、又は尿中蛋白質 1g/日以上で、かつ血清アルブミン 3.0g/dL未満の状態である場合 ⑤腎移植を行った場合 ※なお、継続症例と再発症例については、腎生検により詳細な診断を行い、巢状分節性糸球体硬化症、膜性腎症、IgA腎症等の病型を区別すること	腎D

02.慢性腎疾患

10

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性腎疾患）

疾病の状態の程度	対象基準
次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合	次のいずれかに該当する場合 ①「半年間で3回以上再発」した場合、または「1年間に4回以上再発」した場合（新規発症例は発症時も回数に含める） ②治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ③腎移植を行った場合
腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法若しくは輸血のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左
次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合	次の①から③のいずれかに該当する場合 ① 先天性ネフローゼ症候群の場合 ② 治療で薬物療法を行っている場合 ③ 腎移植を行った場合

02.慢性腎疾患

11

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性腎疾患）

疾病の状態の程度	対象基準
蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	同左

02.慢性腎疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

腎機能低下の定義について

腎機能低下の状態は、「血清Crが年齢・性別ごとの**中央値の1.5倍以上が持続すること**」と定義されている。各年齢・性別ごとの血清Crの中央値および腎機能低下基準値については、[表3](#)を参照すること。

他の疾患群における腎機能低下の基準もこれに従っている。

疾病の状態の程度における「腎機能低下」とは、「おむね3か月以上、血清Crが年齢・性別ごとの中央値の1.5倍以上が持続した場合」とされている。

表3 年齢・性別ごとの血清Cr中央値及び腎機能低下基準値

年齢 (月齢)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)	年齢 (月齢)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)	年齢	男子	女子	年齢	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)
							年齢	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)
3~5か月	0.20	0.30	9歳	0.41	0.62	12歳	0.53	0.80	0.52	0.78	
6~8か月	0.22	0.33	10歳	0.41	0.62	13歳	0.59	0.89	0.53	0.80	
9~11か月	0.22	0.33	11歳	0.45	0.68	14歳	0.65	0.98	0.58	0.87	
1歳	0.23	0.35				15歳	0.68	1.02	0.56	0.87	
2歳	0.24	0.36				16歳	0.73	1.10	0.59	0.89	
3歳	0.27	0.41				17歳以上	0.83	1.24	0.63	0.95	
4歳	0.30	0.45									
5歳	0.34	0.51									
6歳	0.34	0.51									
7歳	0.37	0.56									
8歳	0.40	0.60									

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

薬物治療について

「疾病の状態の程度」に掲げられている薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であっても、「疾病の状態の程度」掲げられている薬物療法と同等の薬物療法であると判断される場合は、「疾病の状態の程度」に該当しているものとして医療費助成の対象となる。

成長ホルモン治療について

腎機能低下による低身長に対し成長ホルモン治療を行う場合は、慢性腎疾患の医療意見書の他に、「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ネフローゼ症候群①

- 難治性ネフローゼ症候群に対する免疫抑制薬等による寛解状態も医療費助成の対象となる。
- 微小変化型ネフローゼ症候群等の「疾病の状態の程度」における、「半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合」とは、半年以内に3回以上の再発を認めた場合、または1年間に4回以上再発した場合が医療費助成の対象となる。

なお、**新規発症例については発症時も回数に含める。**

ただし上記を満たす症例であっても、再発1回目および2回目の治療に要した費用については、小児慢性特定疾病による医療費助成の対象とはならない。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ネフローゼ症候群②

- ネフローゼ症候群の診断に際しての基準は、国際小児腎臓病研究班（International Study of Kidney Disease in Children: ISKDC）もしくは厚生省特定疾患調査研究班の診断基準いずれを用いても良い。
- 微小変化型ネフローゼ症候群（Minimal change nephrotic syndrome: MCNS）の確定診断には組織学的検査が必要であるが、小児の特発性ネフローゼ症候群は組織学的には、MCNSが70~80%を占めていることが知られており、かつMCNSの90%以上はステロイドによる治療に反応するステロイド感受性であるため、一般的には腎生検は行わずにステロイド療法を先行させる。従って、組織学的検査は申請には必須ではない。

02.慢性腎疾患

17

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

慢性糸球体腎炎

慢性糸球体腎炎等において、「診断の手引き」に従い、原則医療意見書に病理組織検査による確定診断を記載することを求めているが、患者の状態等を鑑みて、確定診断のための腎生検を安全に実施することが困難な場合は、腎生検が実施できない理由を医療意見書に記載する必要がある。

02.慢性腎疾患

18

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン治療について

小児慢性特定疾病対策により
成長ホルモン治療に対する
医療費助成がある疾病

下垂体機能低下症

成長ホルモン分泌不全性低身長症

ターナー症候群

プラダー・ウィリ症候群

ヌーナン症候群

軟骨異常症（軟骨無形成・軟骨低形成）

腎機能低下による低身長

- GH治療に対する当該事業の医療費助成制度を新規に申請する場合は、他の施策を利用してすでに治療が開始されている症例に対しても、当該制度の開始基準が適用される。初回治療から当該制度を利用することが望ましい。
- 継続申請の初年度に際しては、意見書作成時の治療期間が6か月末満の場合は「年間成長速度」が正確に判定できないため、継続基準を満たしていない場合も、医療費助成の継続を承認して差し支えない。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別講座「[成長ホルモン治療](#)」等を参照すること

02.慢性腎疾患

19

3 慢性呼吸器疾患

03.慢性呼吸器疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

03.慢性呼吸器疾患

2

1. 疾患群の概要

一般的な疾患から、稀少疾患、外科疾患まで幅広く含まれている。

各疾患の発症年齢についても、新生児期に発症する疾病から、

小児期に発見される疾病まで様々である。

03.慢性呼吸器疾患

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

慢性呼吸器疾患には、計7種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら7種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

03.慢性呼吸器疾患

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

03.慢性呼吸器疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

03.慢性呼吸器疾患

6

表1 対象疾患一覧（慢性呼吸器疾患）

対象疾患			疾病の状態の程度	対象疾患			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
1 気道狭窄	1 気道狭窄		呼D	6 囊胞性線維症	8 囊胞性線維症		呼A
2 気管支喘息	2 気管支喘息		呼B	7 気管支拡張症	9 気管支拡張症		呼C
3 先天性中枢性低換気症候群	3 先天性中枢性低換気症候群		呼E	8 特発性肺ヘモジデローシス	10 特発性肺ヘモジデローシス		呼A
4 間質性肺疾患	4 特発性間質性肺炎		全	9 慢性肺疾患	11 慢性肺疾患		呼F
	5 先天性肺胞蛋白症（遺伝子異常が原因の間質性肺疾患を含む。）		全	10 閉塞性細気管支炎	12 閉塞性細気管支炎		呼A
	6 肺胞微石症		全	11 先天性横隔膜ヘルニア	13 先天性横隔膜ヘルニア		呼A
5 線毛機能不全症候群	7 線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）		呼A	12 先天性囊胞性肺疾患	14 先天性囊胞性肺疾患		呼A

（注）平成29年度以前には、慢性呼吸器疾患群に整理されていた「リンパ管腫／リンパ管腫症」は、平成30年4月より「リンパ管腫」および「リンパ管腫症」に細分化され、脈管系疾患群へ移行しました。

03.慢性呼吸器疾患

7

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性呼吸器疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
治療が必要な場合	同左	呼A
次のいずれかに該当する場合 ア 1年内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 エ 生物学的製剤の投与を行った場合 オ おおむね1か月以上の長期入院療法を行う場合	次のいずれかに該当する場合 ①この1年内に大発作が3か月に3回以上あった場合 ②1年内に意識障害を伴う大発作があった場合 ③治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 ④オマリズマブ等の生物学的製剤の投与を行った場合 ・小児気管支喘息治療・管理ガイドライン」におけるステップ4の治療でもコントロール不良で発作が持続し、経口ステロイド薬の継続投与が必要な状態であること ⑤おおむね1か月以上の長期入院療法を行う場合 ・当該長期入院療法を小児の気管支喘息の治療管理に精通した常勤の小児科医の指導下で行われていること ・当該長期入院療法を行う医療機関に院内学級、養護学校等が併設されていることが望ましい ・医療意見書と共に次の二つのデータがあること (1) 非発作時のフローボリュームカーブ (2) 直近1か月の吸入ステロイドの1日使用量	呼B
気管支炎や肺炎を繰り返す場合	同左	呼C

03.慢性呼吸器疾患

8

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性呼吸器疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養又は経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）。 咽頭狭窄については、気管切開術、上顎下顎延長術を除く通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は対象としない。	同左	呼D
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養又は横隔膜ペーシングのうち一つ以上を行う場合	同左	呼E
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合	同左	呼F
疾病名に該当する場合	同左	全

4. 代表的な疾患の申請時の注意点

気道狭窄

本疾患名は以下の5つの疾患を含む。

咽頭狭窄、喉頭狭窄、気管狭窄、気管軟化症、気管支狭窄症・軟化症

- 咽頭狭窄については、アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等の通常の手術により、症状が治癒する場合には、対象とはならないことに注意する。
- 気道狭窄の症状があること、かつ、それに対する治療が必要なことが対象となる条件となる。内視鏡等の画像検査で気道狭窄の存在があっても、治療が必要でない場合には対象とはならない。
- いずれの疾患も、おおむね1か月以上適切な治療を継続しても症状・所見が持続する場合に対象となる（急性期の患者は対象にならない）。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

気管支喘息

本疾病は対象となる条件が細かく定められていることに注意する。

- 疾病の状態の程度における「大発作」とは、歩行困難な著明な呼吸困難、または、パルスオキシメータによる酸素飽和度が91%以下の状態を伴う発作の場合を指す。
- 疾病の状態の程度における「意識障害」とは、過度な興奮を認める又は意識レベルがやや低下している場合を指す。
- 長期入院療法を行う医療機関では、院内学級や養護学校等の併設が望ましい。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

間質性肺疾患

- 間質性肺疾患には、特発性間質性肺炎・肺胞蛋白症・肺胞微石症の3疾患が含まれる。
- 同じ遺伝子異常であっても、間質性肺炎と肺胞蛋白症を発症する場合があり、肺生検あるいは気管支肺胞洗浄液の検査を行わない限り、これらを鑑別することは困難なため、注意が必要である。
- これらの検査によらず診断する場合には、画像所見を参考に主たる所見を呈する疾患に該当すると考えて良い。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

先天性横隔膜ヘルニア

- 疾病の状態の程度における「治療が必要な場合」とは、確定診断が得られたうち、-2SDを越える低身長または低体重、精神発達遅滞、運動発達遅滞、他の中枢神経障害、難聴、人工呼吸管理、酸素投与、気管切開管理、経静脈栄養、経管栄養、胃食道逆流症、肺高血圧、反復する呼吸器感染、漏斗胸や側弯などの胸郭変形を認めて治療を行っている場合である。
- 急性期や通常の手術で軽快する場合は対象とならない。

03.慢性呼吸器疾患

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

先天性囊胞性肺疾患

- 疾病の状態の程度における「治療が必要な場合」とは、胎児水腫に対する治療、腹水貯留に対する治療、胸水貯留に対する治療、呼吸不全に対する治療、反復する下気道感染に対する治療、外科的治療等である
- 本疾病は、原発性肺腫瘍に伴う囊胞性病変や後天性の肺感染等により肺組織障害の結果形成された腔等は該当しない。

03.慢性呼吸器疾患

14

4 慢性心疾患

04.慢性心疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

04.慢性心疾患

2

1. 疾患群の概要

心房中隔欠損症や心室中隔欠損症等の一般的な疾病から、肺静脈狭窄症等の希少疾病まで含まれており、その対象は広い。

各疾病の発症年齢についても、完全大血管転位症のように新生児期に発症する疾病から、バルサルバ動脈瘤のように小児期以降に発見される疾病まで様々である。

心房中隔欠損症や心室中隔欠損症等の術後は比較的経過良好な疾患でも、合併症を併発して経過観察が必要な例も存在し、合併症の存在の有無とその診断の記載が重要である。

また単心室症等でフォンタン手術が施行された後の症例では、単心室症で申請するのではなく、フォンタン術後症候群での申請となる。

04.慢性心疾患

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

慢性心疾患には、定められた基準の組み合わせ等により、計9種類の「疾病の状態の程度」がある。対象疾病ごとに、これら9種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

04.慢性心疾患

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

04.慢性心疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

04.慢性心疾患

6

表1 対象疾病一覧（慢性心疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
1 洞不全症候群	1	洞不全症候群	全	7 心室頻拍	10 カテコラミン誘発多形性心室頻拍		心B
2 モビツ (Mobitz) 2型ブロック	2	モビツ (Mobitz) 2型ブロック	全		11 9及び10に掲げるもののほか、心室頻拍		心B
3 完全房室ブロック	3	完全房室ブロック	全	8 心房粗動	12 心房粗動		心B
4 脚ブロック	4	脚ブロック	心A	9 心房細動	13 心房細動		心B
5 多源性心室期外収縮	5	多源性心室期外収縮	心E	10 心室細動	14 心室細動		全
6 上室頻拍	6	上室頻拍 (WPW症候群によるものに限る。)	心B	11 QT延長症候群	15 QT延長症候群		全
	7	多源性心房頻拍	心B	12 肥大型心筋症	16 肥大型心筋症		全
	8	6及び7に掲げるもののほか、上室頻拍	心B	13 不整脈源性右室心筋症	17 不整脈源性右室心筋症		心A
7 心室頻拍	9	ペラバミル感受性心室頻拍	心B	14 心筋緻密化障害	18 心筋緻密化障害		心A

04.慢性心疾患

7

表1 対象疾病一覧（慢性心疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
15 拡張型心筋症	19	拡張型心筋症	全	29 左冠動脈肺動脈起始症			心B又は心C
16 拘束型心筋症	20	拘束型心筋症	全	25 冠動脈起始異常	30 右冠動脈肺動脈起始症		心B又は心C
17 心室瘤	21	心室瘤	心B		31 29及び30に掲げるもののほか、冠動脈起始異常		心B又は心C
18 心内膜線維弾性症	22	心内膜線維弾性症	全	26 川崎病性冠動脈瘤	32 川崎病性冠動脈瘤		心G
19 心臓腫瘍	23	心臓腫瘍	心B又は心C又は心D	27 冠動脈狭窄症 (川崎病によるものを除く。)	33 冠動脈狭窄症 (川崎病によるものを除く。)		心A
20 慢性心筋炎	24	慢性心筋炎	心B	28 虚血性心疾患	34 狹心症		心A
21 慢性心膜炎	25	慢性心膜炎	心B	28 虚血性心疾患	35 心筋梗塞		心A
22 収縮性心膜炎	26	収縮性心膜炎	心B	29 左心低形成症候群	36 左心低形成症候群		心A又は心D
23 先天性心膜欠損症	27	先天性心膜欠損症	心A	30 単心室症	37 単心室症		心A又は心D
24 乳児特発性僧帽弁腱索断裂	28	乳児特発性僧帽弁腱索断裂	心A				

04.慢性心疾患

8

表1 対象疾病一覧（慢性心疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
31	三尖弁閉鎖症	38 三尖弁閉鎖症	心A又は心D	38	エブスタイン (Ebstein) 病	47 エブスタイン (Ebstein) 病	心A又は心D
32	肺動脈閉鎖症	39 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	心A又は心D	39	総動脈幹遺残症	48 総動脈幹遺残症	心A又は心D
32	肺動脈閉鎖症	40 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	心A又は心D	40	大動脈肺動脈窓	49 大動脈肺動脈窓	心A
33	ファロー (Fallot) 四徴症	41 ファロー (Fallot) 四徴症	心A又は心D	41	三心房心	50 三心房心	心A
34	両大血管右室起始症	42 タウジッヒ・ビング (Taussig-Bing) 奇形	心A又は心D	42	動脈管開存症	51 動脈管開存症	心A
		43 両大血管右室起始症 (タウジッヒ・ビング (Taussig-Bing) 奇形を除く。)	心A	43 心房中隔欠損症	52 単心房症		心A
35	両大血管左室起始症	44 両大血管左室起始症	心A		53 二次孔型心房中隔欠損症		心A
36	完全大血管転位症	45 完全大血管転位症	心A又は心D		54 静脈洞型心房中隔欠損症		心A
37	先天性修正大血管転位症	46 先天性修正大血管転位症	心A又は心D		55 不完全型房室中隔欠損症 (不完全型心内膜床欠損症)		心A
04.慢性心疾患							

9

表1 対象疾病一覧（慢性心疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
44	完全型房室中隔欠損症	56 完全型房室中隔欠損症 (完全型心内膜床欠損症)	心A	52 肺動脈狭窄症	65 肺動脈弁上狭窄症		心A
45	心室中隔欠損症	57 心室中隔欠損症	心A		66 末梢性肺動脈狭窄症		心A
46	肺静脈還流異常症	58 総肺静脈還流異常症	心A又は心D		53 肺動脈弁欠損	67 肺動脈弁欠損	心A又は心D
		59 部分肺静脈還流異常症	心A又は心D		54 肺動脈上行大動脈起始症	68 肺動脈上行大動脈起始症	心A又は心D
47	肺静脈狭窄症	60 肺静脈狭窄症	心A又は心D		55 一側肺動脈欠損	69 一側肺動脈欠損	心A又は心D
48	左室右房交通症	61 左室右房交通症	心A	56 大動脈狭窄症	70 大動脈縮窄症		心A
49	右室二腔症	62 右室二腔症	心A		71 大動脈縮窄複合		心A
50	肺動脈弁下狭窄症	63 肺動脈弁下狭窄症	心A		72 大動脈弁上狭窄症		心A
51	大動脈弁下狭窄症	64 大動脈弁下狭窄症	心A		73 ウィリアムズ (Williams) 症候群		心A
04.慢性心疾患							

10

表1 対象疾病一覧（慢性心疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
56	大動脈狭窄症	74 70から73までに掲げるもののほか、大動脈狭窄症	心A	60	動脈瘤	83 冠動脈瘤	心A
57	大動脈弓閉塞症	75 大動脈弓離断複合	心A	84 82及び83に掲げるもののほか、動脈瘤		心A	
		76 大動脈弓閉塞症（大動脈弓離断複合を除く。）	心A	61	肺動脈性肺高血圧症	85 肺動脈性肺高血圧症	全
58	血管輪	77 重複大動脈症	心A	62	慢性肺性心	86 慢性肺性心	心A又は心D
		78 左肺動脈右肺動脈起始症	心A	63	心臓弁膜症	87 三尖弁狭窄症	心A
		79 77及び78に掲げるもののほか、血管輪	心A			88 三尖弁閉鎖不全症	心A
59	大動脈瘤	80 バルサルバ（Valsalva）洞動脈瘤	心F			89 僧帽弁狭窄症	心A
		81 大動脈瘤（バルサルバ（Valsalva）洞動脈瘤を除く。）	心F			90 僧帽弁閉鎖不全症	心A
60	動脈瘤	82 肺動脈瘤	心A			91 肺動脈弁狭窄症	心A

04.慢性心疾患

11

表1 対象疾病一覧（慢性心疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類	
63	心臓弁膜症	92 肺動脈弁閉鎖不全症	心A
		93 大動脈弁狭窄症	心A
		94 大動脈弁閉鎖不全症	心A
64	僧帽弁弁上輪	95 僧帽弁弁上輪	心A
65	内臓錯位症候群	96 無脾症候群	心A又は心D
		97 多脾症候群	心A又は心D
66	ファンタン（Fontan）術後症候群	98 フォンタン（Fontan）術後症候群	心H

04.慢性心疾患

12

**表2 疾病の状態の程度を構成する基準と対象基準における基準
(慢性心疾患)**

疾病の状態の程度を構成する＜基準＞	対象基準を構成する＜基準+運用解釈＞	
治療中である場合又は第2基準を満たす場合	治療中又は次の①から⑨のいずれかが認められる場合 ① 肺高血圧症（収縮期血圧 40mmHg 以上） ② 肺動脈狭窄症（右室-肺動脈圧較差20mmHg 以上） ③ 2度以上の房室弁逆流 ④ 2度以上の半月弁逆流 ⑤ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈狭窄 ⑥ 心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック ⑦ 左室駆出率あるいは体心室駆出率 0.6 以下 ⑧ 心胸郭比 60%以上 ⑨ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈再狭窄	心A
第1基準を満たす場合	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬又は肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合	心B

04.慢性心疾患

13

**表2 疾病の状態の程度を構成する基準と対象基準における基準
(慢性心疾患)**

疾病の状態の程度を構成する＜基準＞	対象基準を構成する＜基準+運用解釈＞	
第2基準を満たす場合	次の①から⑨のいずれかが認められる場合 ① 肺高血圧症（収縮期血圧 40mmHg 以上） ② 肺動脈狭窄症（右室-肺動脈圧較差20mmHg 以上） ③ 2度以上の房室弁逆流 ④ 2度以上の半月弁逆流 ⑤ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈狭窄 ⑥ 心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック ⑦ 左室駆出率あるいは体心室駆出率 0.6 以下 ⑧ 心胸郭比 60%以上 ⑨ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈再狭窄	心C
第3基準を満たす場合	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合	心D
心室性期外収縮であって多源性である場合	同左	心E
破裂の場合又は破裂が予想される場合	同左	心F
一過性でないことが確実な冠動脈異常所見（拡張、瘤形成、巨大瘤又は狭窄）を確認し、継続的な治療が行われている場合	同左	心G
フォンタン型手術を行った場合	同左	心H
疾病名に該当する場合	同左	全

04.慢性心疾患

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

術前・術後の取扱い

「疾病の状態の程度」において、「第2基準を満たす場合」という要件がついている疾患については、術前は第2基準を満たす病態を示している場合に医療費助成の対象となり、術後は症状が軽快した場合は対象から外れるが、術後に第2基準を満たす後遺症が残存している場合には、引き続き小児慢性特定疾病対策の医療費助成の対象となる。

04.慢性心疾患

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

手術不能例の取扱い

「疾病の状態の程度」における「第3基準を満たす場合」とは、医学的な理由により手術が行えない又は行わない状態であることを意味する。例えば、アイゼンメンジャー症候群の様に手術を行うことはできないが、死に至る可能性を軽減するための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合が考えられる。

04.慢性心疾患

16

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

合併する疾病名の取扱い

先天性心疾患において複数の疾病名を合併している場合には、各々の疾病名で医療意見書を作成することはせずに、主たる疾病名の医療意見書を選択し、それ以外の疾病名については、医療意見書内の「**その他の所見（申請時）**」にある「**合併症**」の中にある、「先天性心疾患（なし、あり）→ 詳細」の欄 もしくは 「合併症（その他）」の自由記載欄に、合併する疾病名を列記してください。

04.慢性心疾患

17

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

先天異常症候群に合併する心疾患について

ダウントリソミーといった常染色体異常の先天異常症候群等は、「染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群」で申請されることとなっている。

「染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群」で申請される疾患に、先天性心疾患等が合併する際には、合併症の記載欄に慢性心疾患群の医療意見書と同等の項目の記載が必要とされるので留意する（従って慢性心疾患の医療意見書を別途用意する必要はない）。

ターナー症候群やヌーナン症候群は「内分泌疾患」に属しているが、先天性心疾患等の治療が必要な場合には、慢性心疾患の医療意見書を別途申請する。

04.慢性心疾患

18

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

川崎病性冠動脈瘤

川崎病後後遺症による冠動脈病変については、慢性心疾患群にて申請を行う。
但し、一過性でないことが確実な冠動脈異常所見（拡張、瘤形成、巨大瘤又は狭窄）を確認し、継続的な治療が行われている場合にのみ、医療費助成の対象となることに注意する。

04.慢性心疾患

19

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

フォンタン術後症候群

二心室修復術が不可能である単心室血行動態疾患に対し、フォンタン手術が施行される。主に遠隔期に、不整脈、チアノーゼ、血栓塞栓症、蛋白漏出性胃腸症、心不全、肺高血圧、肝硬変、腎不全等の全身の臓器不全を来す症候群であることから、原疾患を問わず一括して取り扱うこととなった。

04.慢性心疾患

20

5 内分泌疾患

05.内分泌疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

05.内分泌疾患

2

1. 疾患群の概要

1 疾患群の概要

下垂体、甲状腺、副甲状腺、副腎、性腺、膵臓などの内分泌臓器のホルモン産生や受容体の異常、性染色体異常症、骨系統疾患、成長・成熟障害を伴う先天性症候群、内分泌関連腫瘍性疾患などが含まれる。成長・成熟に密接に関連する疾患群である。

2 成長ホルモン治療について

低身長を伴う内分泌疾患に対して成長ホルモン治療を行う場合は、内分泌疾患の医療意見書のほかに「成長ホルモン治療用意見書」が必要である。

成長ホルモン治療に対する医療費助成の認定には、小児慢性特定疾病対策として別途定められた基準があり、成長ホルモン製剤の保険適用基準とは一部異なっていることに注意する。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

内分泌疾患には、計6種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら6種類の「疾病の状態の程度」のうちのいずれか
が指定されている（表1）。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

05.内分泌疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

05.内分泌疾患

6

表1 対象疾病一覧（内分泌疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
1	下垂体機能低下症	1 先天性下垂体機能低下症	内B	7 抗利尿ホルモン(ADH)不適切分泌症候群	10 抗利尿ホルモン(ADH)不適切分泌症候群	内A	
		2 後天性下垂体機能低下症	内B		11 中枢性尿崩症	内A	
2	下垂体性巨人症	3 下垂体性巨人症	内A	8 尿崩症	12 口渴中枢障害を伴う高ナトリウム血症(本態性高ナトリウム血症)	内A	
3	先端巨大症	4 先端巨大症	内A		13 腎性尿崩症	内A	
4	成長ホルモン分泌不全性低身長症	5 成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものに限る。)	内B	9 中枢性塩喪失症候群	14 中枢性塩喪失症候群	内A	
		6 成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものを除く。)	内B		15 バセドウ(Basedow)病	内A	
5	成長ホルモン不応性症候群	7 インスリン様成長因子1(IGF-1)不応症	内A	10 甲状腺機能亢進症	16 甲状腺機能亢進症(バセドウ(Basedow)病を除く。)	内A	
		8 成長ホルモン不応性症候群(インスリン様成長因子1(IGF-1)不応症を除く。)	内A		17 異所性甲状腺	内A	
6	高プロラクチン血症	9 高プロラクチン血症	内A	11 甲状腺機能低下症	18 無甲状腺症	内A	

05.内分泌疾患

7

表1 対象疾病一覧（内分泌疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
11	甲状腺機能低下症	19 甲状腺刺激ホルモン(TSH)分泌低下症(先天性に限る。)	内A	15 副甲状腺機能低下症	28 副甲状腺機能低下症(副甲状腺欠損症を除く。)	内E	
		20 17から19までに掲げるもののほか、先天性甲状腺機能低下症	内A		29 自己免疫性多内分泌腺症候群1型	内E	
		21 橋本病	内A	16 自己免疫性多内分泌腺症候群	30 自己免疫性多内分泌腺症候群2型	内A	
		22 萎縮性甲状腺炎	内A		31 偽性偽性副甲状腺機能低下症	内E	
		23 21及び22に掲げるもののほか、後天性甲状腺機能低下症	内A	17 偽性副甲状腺機能低下症	32 偽性副甲状腺機能低下症(偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く。)	内E	
12	甲状腺ホルモン不応症	24 甲状腺ホルモン不応症	内A		33 クッシング(Cushing)病	内A	
13	腺腫様甲状腺腫	25 腺腫様甲状腺腫	内A	18 クッシング(Cushing)症候群	34 異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)産生症候群	内A	
14	副甲状腺機能亢進症	26 副甲状腺機能亢進症	内E		35 副腎腺腫	内A	
15	副甲状腺機能低下症	27 副甲状腺欠損症	内E		36 副腎皮質結節性過形成	内A	

05.内分泌疾患

8

表1 対象疾病一覧（内分泌疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
18 クッシング(Cushing)症候群	37	33から36までに掲げるもののほか、クッシング(Cushing)症候群	内A	23 低アルドステロン症	46	低レニン性低アルドステロン症	内A
	38	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)単独欠損症	内A		47	アルドステロン合成酵素欠損症	内A
	39	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)不応症	内A		48	46及び47に掲げるもののほか、低アルドステロン症	内A
19 慢性副腎皮質機能低下症	40	先天性副腎低形成症	内A	24 偽性低アルドステロン症	49	偽性低アルドステロン症	内A
	41	グルココルチコイド抵抗症	内A		50	リポイド副腎過形成症	内A
	42	38から41までに掲げるもののほか、慢性副腎皮質機能低下症(アジソン(Addison)病を含む。)	内A		51	3β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	内A
	43	アルドステロン症	内A		52	11β-水酸化酵素欠損症	内A
20 アルドステロン症	44	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群(AME症候群)	内A	25 先天性副腎過形成症	53	17α-水酸化酵素欠損症	内A
21 見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群(AME症候群)	45	リドル(Liddle)症候群	内A		54	21-水酸化酵素欠損症	内A

05.内分泌疾患

9

表1 対象疾病一覧（内分泌疾患）

対象疾病			疾病的状態の程度	対象疾病			疾病的状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
25 先天性副腎過形成症	55	P450酸化還元酵素欠損症	内A	30 高ゴナドトロピン性性腺機能低下症	64	卵巢形成不全	内C
	56	50から55までに掲げるもののほか、先天性副腎過形成症	内A		65	63及び64に掲げるもののほか、高ゴナドトロピン性性腺機能低下症	内A
26 思春期早発症	57	ゴナドトロピン依存性思春期早発症	内A	31 性分化疾患	66	卵精巣性性分化疾患	内A
	58	ゴナドトロピン非依存性思春期早発症	内A		67	混合性性腺異形成症	内A
27 エストロゲン過剰症(思春期早発症を除く。)	59	エストロゲン過剰症(ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く。)	内A		68	5α-還元酵素欠損症	内A
28 アンドロゲン過剰症(思春期早発症を除く。)	60	アンドロゲン過剰症(ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く。)	内A		69	17β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	内A
29 低ゴナドトロピン性性腺機能低下症	61	カルマン(Kallmann)症候群	内A		70	アンドロゲン不応症	内A
	62	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症(カルマン(Kallmann)症候群を除く。)	内A		71	68から70までに掲げるもののほか、46,XY性分化疾患	内A
30 高ゴナドトロピン性性腺機能低下症	63	精巣形成不全	内C		72	46,XX性分化疾患	内A

05.内分泌疾患

10

表1 対象疾病一覧（内分泌疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
32	消化管ホルモン 產生腫瘍	73 VIP產生腫瘍	内A	37	原発性低リン血症性くる病	82 原発性低リン血症性くる病	内E
		74 ガストリノーマ	内A	38	脂肪異栄養症（脂肪萎縮症）	83 脂肪異栄養症（脂肪萎縮症）	内A
		75 カルチノイド症候群	内A			84 多発性内分泌腫瘍1型（ウェルマー（Wermer）症候群）	内D
33	グルカゴノーマ	76 グルカゴノーマ	内A	39	多発性内分泌腫瘍	85 多発性内分泌腫瘍2型（シップル（Sipple）症候群）	内D
34	高インスリン血 性低血糖症	77 インスリノーマ	内F			86 84及び85に掲げるもののほか、多発性内分泌腫瘍	内D
		78 先天性高インスリン血症	内F	40	多囊胞性卵巣症候群	87 多囊胞性卵巣症候群	内A
		79 77及び78に掲げるもののほか、高インスリン血性低血糖症	内F				
35	ビタミンD依存性くる病	80 ビタミンD依存性くる病	内E				
36	ビタミンD抵抗性骨軟化症	81 ビタミンD抵抗性骨軟化症	内E				

(注) 平成29年度以前には、内分泌疾患群に整理されていた「軟骨無形性症」「軟骨低形成症」「骨形成不全症」は、平成30年4月より骨系統疾患群へ移行しました。

05.内分泌疾患

11

表1 対象疾病一覧（内分泌疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類	
41	内分泌疾患を伴うその他の症候群	88 ターナー（Turner）症候群	内B
		89 プラダー・ウィリ（Prader-Willi）症候群	内B
		90 マッキュー・オルブライ特（McCune-Albright）症候群	内A
		91 ヌーナン（Noonan）症候群	内B
		92 バルデー・ビードル（Bardet-Biedl）症候群	内A

05.内分泌疾患

12

表2 疾病の状態の程度と対象基準（内分泌疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その他薬物療法のいずれか1つ以上を行っている場合	内A
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。	同左	内B
治療で補充療法を行っている場合	同左	内C
手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合	同左	内D
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。	同左	内E
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法又は胃瘻、持続経鼻栄養等の栄養療法のいずれか一つ以上を行っている場合	同左	内F

05.内分泌疾患

13

4. 代表的な疾患の申請時の注意点

性別の記入について

性分化疾患等で性の決定を保留している場合は、医療意見書の性別欄において、男女の選択を行わなくても良い。

05.内分泌疾患

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン治療について

- 低身長を伴う内分泌疾患に対し、成長ホルモン治療に対する医療費助成の申請を行う場合には、内分泌疾患の医療意見書の他に、「成長ホルモン治療用意見書」が必要である
- 小児慢性特定疾病対策における成長ホルモン治療に対する医療費助成には、終了基準が設けられていることに注意する。
- 成長ホルモン治療の医療費助成を中断した際には、再開時に開始基準が再度適用されることに注意する。
- 成長ホルモン治療の基準の一つである「年間成長速度」について、治療開始からの期間により取扱いが異なるので注意する。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別スライド「[成長ホルモン治療申請](#)」等を参照すること。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン分泌不全性低身長症

- 「成長ホルモン（G H）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）」においては、**保険適用とは異なり**、小児慢性特定疾病対策による**医療費助成を受けられるのは、身長が -2.5 SD 以下の症例に限られる**ことに注意する。また本疾病では申請にあたって、**2つ以上の負荷試験の結果が全て基準を満たしていることが必須**である。
- 「成長ホルモン（G H）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）」における「脳の器質的原因」には、下垂体低形成による場合を含む。
- 「成長ホルモン（G H）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）」においては、負荷試験の結果は1種類以上でよい。
- 申請に必要な負荷試験に、GHRP-2負荷試験による結果を用いることができる。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

バセドウ病

バセドウ病に対し外科的手術を行った結果、甲状腺機能低下症となり薬物治療を必要とする場合、新規又は更新時の医療意見書の疾病名は、「バセドウ病」ではなく、告示疾病名「25及び26に掲げるもののほか、後天性甲状腺機能低下症」を記載すること（医療費助成の対象疾病名の変更）。なおバセドウ病に対する外科治療を行っている旨を記載すること。

05.内分泌疾患

17

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

思春期早発症

思春期早発症の定義は、女子では7.5歳未満で乳房発育が起り思春期の身体兆候が進行する場合、男子では9歳未満で精巣、陰茎、陰嚢等に明らかな発育が起り思春期の身体兆候が進行する場合、と厚生労働省研究班（厚生労働科学研究費補助金難治性疾患克服研究事業 間脳下垂体機能障害に関する調査研究班）による定義と共に通化されている。

05.内分泌疾患

18

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

多発性内分泌腫瘍

「疾病の状態の程度」において「手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合」と定められていることから、申請に際しては、医療意見書にホルモン補充療法等を行うことが明記されなければならない。

05.内分泌疾患

19

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

21-水酸化酵素欠損症

治療中に卵巣機能に関する経過観察が行われた場合、その経過観察に係る診療は、原疾病（21-水酸化酵素欠損症）の治療の一環であることから、医療費助成の対象としても差し支えない。また原疾病（21-水酸化酵素欠損症）に付随する疾病や病態について、複数の医療機関にかかる場合であってもこの取扱いに変更はない。

05.内分泌疾患

20

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

プラダー・ウィリ症候群

糖尿病を予防するための食事療法又は生活指導のみを行っており、薬物療法を行っていない場合には医療費助成の対象とはならない。

05.内分泌疾患

21

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン治療について

小児慢性特定疾病対策により
成長ホルモン治療に対する
医療費助成がある疾病

下垂体機能低下症

成長ホルモン分泌不全性低身長症

ターナー症候群

プラダー・ウィリ症候群

ヌーナン症候群

軟骨異常養成症（軟骨無形成・軟骨低形成）

腎機能低下による低身長

- GH治療に対する当該事業の医療費助成制度を新規に申請する場合は、他の施策を利用してすでに治療が開始されている症例に対しても、当該制度の開始基準が適用される。初回治療から当該制度を利用するすることが望ましい。
- 継続申請の初年度に際しては、意見書作成時の治療期間が6か月未満の場合は「年間成長速度」が正確に判定できないため、継続基準を満たしていない場合も、医療費助成の継続を承認して差し支えない。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別講座「[成長ホルモン治療](#)」等を参照すること。

05.内分泌疾患

22

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン治療について

疾病名	認定基準（開始基準）におけるGH分泌刺激試験の基準
成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）	2種以上 ^{のGH分泌刺激試験で低反応} (※症候性低血糖がある場合は1種以上)
下垂体機能低下症（先天性、後天性）	
成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）	1種以上 ^{のGH分泌刺激試験で低反応}

＜成長ホルモン分泌刺激試験について＞

- 成長ホルモン分泌刺激試験の結果を必須とする疾患については、定められた数（2種以上ないし1種以上）の試験を実施し、全ての結果で基準を満たす必要がある。
- 試験結果は申請日より遡って2年以内に実施したもののみ有効である。
- 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）及び下垂体機能低下症の開始基準は、平成30年4月より厚生労働省研究班による新しい診断の手引きに準じて改訂された。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別講座「[成長ホルモン治療](#)」等を参照すること。

6

膠原病

06.膠原病

1

目次

- 1. 疾患群の概要**
- 2. 「疾病の状態の程度」について**
表 1 対象疾病一覧
表 2 疾病の状態の程度と対象基準
- 3. 対象疾病の並びについて**
- 4. 代表的な疾病の申請時の注意点**

06.膠原病

2

1. 疾患群の概要

小児の慢性あるいは反復性の炎症病態を中心病態とする疾患群である。

膠原病疾患、血管炎疾患、再発性多発軟骨炎、皮膚・結合組織疾患、自己炎症性疾患で構成されている^(注)。

本疾患群には多様な炎症性疾患が含まれていることから、リウマチ性疾患群の名称がふさわしいが、従来から膠原病と呼ばれてきた疾患が過半数を占めるため、膠原病の名称でまとめられている。従って対象疾病的病因は、獲得免疫や自然免疫の異常のみならず、感染／薬剤アレルギー等によるものも含まれている。

(注) 令和元年7月より、「スティーヴンス・ジョンソン症候群」は皮膚疾患群へ移行しました。

疾病名がより広い概念である「スティーヴンス・ジョンソン症候群（中毒性表皮壊死症を含む。）」に変更されました。

疾病的状態の程度が変更されました。

06.膠原病

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾患対策による医療費助成の対象となる。

膠原病の「疾病の状態の程度」は1種類であり、「治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合」とされている（表1）。

06.膠原病

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

06.膠原病

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾患については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

06.膠原病

6

表1 対象疾患一覧（膠原病）

対象疾患			疾病の状態の程度	対象疾患			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
1 膠原病疾患	1 若年性特発性関節炎	膠A	2 血管炎症候群	10 顕微鏡的多発血管炎	膠A		膠A
	2 全身性エリテマトーデス	膠A		11 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	膠A		膠A
	3 皮膚筋炎／多発性筋炎	膠A		12 再発性多発軟骨炎	膠A		膠A
	4 シエーグレン（Sjögren）症候群	膠A		13 強皮症	膠A		膠A
	5 抗リン脂質抗体症候群	膠A		14 混合性結合組織病	膠A		膠A
	6 ベーチェット（Behçet）病	膠A		15 家族性地中海熱	膠A		膠A
2 血管炎症候群	7 高安動脈炎（大動脈炎症候群）	膠A	5 自己炎症性疾患	16 クリオピリン関連周期熱症候群	膠A		膠A
	8 多発血管炎性肉芽腫症	膠A		17 TNF受容体関連周期性症候群	膠A		膠A
	9 結節性多発血管炎（結節性多発動脈炎）	膠A		18 ブラウ（Blau）症候群／若年発症サルコイドーシス	膠A		膠A

06.膠原病

7

表1 対象疾患一覧（膠原病）

対象疾患		疾病の状態の程度
大分類	細分類	
5 自己炎症性疾患	19 中條・西村症候群	膠A
	20 高IgD症候群（メバロン酸キナーゼ欠損症）	膠A
	21 化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクラニ症候群	膠A
	22 慢性再発性多発性骨髓炎	膠A
	23 インターロイキンI受容体拮抗分子欠損症	膠A
	24 15から23までに掲げるもののほか、自己炎症性疾患	膠A

06.膠原病

8

表2 疾病の状態の程度と対象基準（膠原病）

疾病の状態の程度	対象基準
治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合	同左 膠A

06.膠原病

9

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

疾病名について

- 疾病名の変更が国際会議等で決定され、新しい疾病名の使用が推奨されているものについては、その決定を反映した疾病名となっている。例えば、従来の特定疾患であったウェジナー肉芽腫と結節性動脈周囲炎は、それぞれ多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発血管炎の疾病名となっている。
- 若年性特発性関節炎（JIA）は、以前は申請の際に若年性関節リウマチ（JRA）の名称も許容されていたが、現在はJIAで統一されているため留意すること。

06.膠原病

10

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

診断基準等について

小児慢性特定疾病対策における膠原病の多くは、難病対策における指定難病の対象疾病もある。

小児慢性特定疾病対策における医療費助成は、難病対策に比べ自己負担額が $1/2$ に軽減される等、負担軽減により配慮されている面がある。一方で、20歳の時点で指定難病への移行が必要なこともあるため、申請にあたっては、本人や家族との十分な検討が必要である。

小児慢性特定疾病的対象疾病は、指定難病とたとえ疾病名は同じであっても、小児例は成人例を対象に作成された指定難病の診断基準では診断が困難な場合も多いため、小児慢性特定疾病対策では小児に適した診断の手引きが作成されていることに留意する。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

若年性特発性関節炎（JIA）

病型を把握することが適切な治療および管理につながるため、医療意見書には発症時の病型（発症6か月までの臨床像）と、それ以降の病型（現在の病型）を記載する項目が設けられており、それぞれの分類基準に従って病型を記載する（発症6か月以内の新規申請の場合は前者のみで可）。

小児慢性特定疾病的医療費助成対象は、申請時点でJIAに対する治療を受けていることが必要である。したがって、治療により寛解し、薬物療法や理学・作業療法を中止した場合は、その後の経過観察が必要であっても助成対象とはならないことに注意する。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

全身性エリテマトーデス（SLE）

医療意見書には診断に関し、小児 SLE 診断の手引き（1985）、成人 SLE 向けの ACR 分類基準（1997）や SLICC 分類基準（2012）で採用された項目が設けられており、これらについては漏らすことなく記載する必要がある。

「疾病の状態の程度」における「免疫調整薬」には、ヒドロキシクロロキンも含まれる。

06.膠原病

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

(若年性) 皮膚筋炎/多発性筋炎 (JDM/PDM)

医療意見書には診断に関し、小児では指定難病の診断基準と異なり、筋電図のかわりに MRIによる画像所見が含まれる点、抗Jo-1抗体以外の筋炎特異的抗体陽性も含まれる点に留意する。また、現在上記に加え、抗ARS抗体、抗MDA-5 (CADM140) 抗体、抗Mi-2抗体、抗TIF-1抗体検査も保険収載されている。

06.膠原病

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

シェーグレン（Sjögren）症候群

医療意見書には診断に関し、小児では乾燥症状が目立たず、腺外症状・検査値の異常が所見の主体となるため、厚生労働省研究班による改訂診断基準（1999年）ではなく小児に適した診断基準が作成されている事に留意する。

06.膠原病

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

家族性地中海熱

「疾病の状態の程度」における「免疫調整薬」には、コルヒチンも含まれる。

06.膠原病

16

4. 代表的な疾患の申請時の注意点

自己炎症性疾患

自然免疫系の遺伝性異常症を背景に、炎症病態が持続あるいは反復する疾患群である。

2000年以降に確立された新しい疾患概念であり、遺伝子変異が見つかることで新しい疾患が同定されるばかりでなく、病態解明が進んだことで既知のリウマチ性疾患の一部が、自己炎症性疾患の範疇に組み込まれつつある。

診断には、疾患に関連した遺伝子変異の確認が有用であるが、その判定には臨床遺伝専門医の解釈が必要である。また関連する既知の遺伝子変異を欠く症例も多いため、特徴的な臨床像と併せて診断する必要があるが、疾患頻度の問題から、自己炎症性疾患の診療経験がないとその判断は難しい。

したがって、本症を疑う場合には、本症をよく知る専門医へのコンタクトが必須であり、「自己炎症性疾患サイト」 (<http://aid.kazusa.or.jp/2013/>) が参考となる。

7 糖尿病

07.糖尿病

1

目次

- 1. 疾患群の概要**
- 2. 「疾病の状態の程度」について**
表1 対象疾病一覧
表2 疾病の状態の程度と対象基準
- 3. 対象疾病の並びについて**
- 4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意**

07.糖尿病

2

1. 疾患群の概要

糖尿病は慢性的に高血糖をきたす病気である。

小児期の糖尿病には、1型、2型の他、若年発症成人型糖尿病（MODY）等、遺伝子異常が明らかになったもの、新生児糖尿病、インスリン受容体異常症、脂肪萎縮性糖尿病、その他、ステロイド治療等による二次的なもの等、様々な病因・病態の糖尿病がある。

1型糖尿病は自己免疫によるもの（1A型）が多いが、有病率は白人に比べ非常に低い。2型糖尿病は肥満を伴うものが約70%と多い。その他のタイプでは、MODYや新生児糖尿病等の単一遺伝子異常によるものがある。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

糖尿病の「疾病の状態の程度」は1種類であり、「治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又はIGF-1のうち一つ以上を用いている場合」とされている（表1）。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

07.糖尿病

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

07.糖尿病

6

表1 対象疾病一覧（糖尿病）

対象疾病		疾病の状態の程度
大分類	細分類	
1 糖尿病	1 1型糖尿病	糖A
	2 2型糖尿病	糖A
	3 若年発症成人型糖尿病（MODY）	糖A
	4 新生児糖尿病	糖A
	5 インスリン受容体異常症	糖A
	6 脂肪萎縮性糖尿病	糖A
	7 1から6までに掲げるもののほか、糖尿病	糖A

07.糖尿病

7

表2 疾病の状態の程度と対象基準（糖尿病）

疾病の状態の程度	対象基準
治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又はIGF-1のうち一つ以上を用いている場合	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又はIGF-1のうち一つ以上を用いている場合。食事療法、生活指導のみの症例は対象外である。 糖A

07.糖尿病

8

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

対象範囲について

疾病に対する治療として、食事療法または生活指導のみを行っており、薬物療法を行っていない場合には、医療費助成の対象とはならないことに留意する。

疾病名について

小児で発症頻度の高い疾病名を中心に明示している。基本的にはこれらから選択するが、該当する疾病名が無い場合には、「1から6までに掲げるもののほか、糖尿病」を選択し、具体的な疾病名を記載すること。

07.糖尿病

9

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

糖尿病の診断

- 診断の時期により症状は様々である
1型糖尿病であっても無症状の症例から、口渴・多飲多尿を示す症例、更に糖尿病ケトアシドーシスで発症する症例まである。
2型糖尿病の多くは学校検尿で発見されるが、診断確定時には無症状であることが多い。高度の肥満児では、特に症状がなくとも、経口ブドウ糖負荷試験で4～7%に2型糖尿病が発見されるという報告がある。
- 糖尿病の診断には、慢性高血糖の確認が不可欠である。
空腹時血糖、経口ブドウ糖負荷試験（OGTT：小児では1.75g/kg体重、上限75g）、
随时血糖値およびHbA1c値から、慢性高血糖が確認できれば、糖尿病と診断する。

07.糖尿病

10

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

糖尿病の判定区分

<糖尿病型>

- ① 空腹時血糖値 $\geq 126 \text{ mg/dL}$
- ② 経口ブドウ糖負荷試験 (OGTT) 2時間値 $\geq 200 \text{ mg/dL}$
- ③ 隨時血糖値 $\geq 200 \text{ mg/dL}$
- ④ HbA1c $\geq 6.5 \%$

<正常型>

空腹時血糖 $< 110 \text{ mg/dL}$ かつ OGTT 2時間値 $< 140 \text{ mg/dL}$

<境界型>

糖尿病型、正常型でもないもの

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

糖尿病の確定診断

- ◆ 初回検査と別の日の検査で続けて「糖尿病型」であることが確認された場合
- ◆ HbA1c $\geq 6.5 \%$ かつ 同一採血で、血糖値が「糖尿病型」である場合
- ◆ 糖尿病の典型的症状（口渴、多飲、多尿、体重減少）の存在かつ、血糖値が「糖尿病型」である場合
- ◆ 糖尿病網膜症の確定診断かつ、血糖値が「糖尿病型」である場合

<糖尿病型>

- ① 空腹時血糖値 $\geq 126 \text{ mg/dL}$
- ② 経口ブドウ糖負荷試験 (OGTT) 2時間値 $\geq 200 \text{ mg/dL}$
- ③ 隨時血糖値 $\geq 200 \text{ mg/dL}$

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

病因・病型診断

糖尿病診断時には、GAD 抗体や IA-2 抗体等の膵島関連自己抗体の検査は必須である。

小児期では 1 型のほとんどが自己免疫性（1A 型）である。

GAD 抗体や IA-2 抗体等の膵島関連自己抗体が陽性であれば 1A 型と診断される。

膵島関連自己抗体が陰性であれば 1B 型、2型、あるいはその他、と考えられる。

1B 型の中にはウイルス感染によるものやインスリン遺伝子（INS）、KCNJ11、MODY 遺伝子等の単一遺伝子異常によるものが紛れ込んでいる。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

糖尿病合併症

- 細小血管症（網膜症、神経障害、腎症）と大血管症（心疾患、脳卒中等）がある。
2 型糖尿病では、高血圧、脂質代謝異常（中性脂肪高値、HDL コレステロール低値、LDL コレステロール高値）にも注意が必要である。
2 型糖尿病は自覚症状が乏しいことが多く、治療が自己中断される率が高い。
コンプライアンスの向上を図り長期的にフォローアップすることが最も重要である。
- 小児・思春期において、罹病期間が 2 年経過していたら暦年齢の 11 歳から、罹病期間が 5 年経過していたら暦年齢 9 歳から、眼底検査スクリーニングが最も効率的に網膜症の進展を検出する。また、早期腎症の評価のために、微量アルブミン尿の検査を定期的に行う。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

若年発症成人型糖尿病（MODY）

常染色体優性で発症する若年糖尿病であり、糖代謝に関わる単一遺伝子の機能障害（遺伝子変異、遺伝子全体あるいは一部の欠失等による）が原因となって糖尿病を発症する。

原因遺伝子としては今日までに13種類が報告されているが、原因不明のMODYXも存在する。

07.糖尿病

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

新生児糖尿病

- 通常は新生児とは生後1か月以内を指すが、「新生児糖尿病」の場合には、生後6か月未満に発症した糖尿病と定義される。自己免疫性のものは少なく、多くは遺伝子異常にによる。生後18か月までに治癒する一過性新生児糖尿病と、以後も持続する永続性新生児糖尿病に分類される。
 - 新生児糖尿病の診断は、発症時期、持続的高血糖、新生児（乳児）特有の糖尿病の症状の有無に基づく。
 - (1) 生後6か月未満に発症（インスリン遺伝子異常の場合は6か月以上の場合もある）
 - (2) 隨時血糖値 200 mg/dL 以上の持続を確認（ただし低体重出生に伴う高血糖および輸液時等の影響による特殊な状態は除く）
 - (3) 新生児（乳児）特有の糖尿病の症状
- を認める。（1）に加えて（2）又は（3）を確認できれば、新生児糖尿病と診断する。

07.糖尿病

16

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

インスリン受容体異常症

インスリン受容体機能に異常があり、インスリンのシグナル伝達が正常に行われない病態をさす。Donohue 症候群、Rabson-Mendenhall 症候群の診断はインスリン受容体遺伝子の両アリル異常を証明することによる。

A型インスリン抵抗症では10–20%にインスリン受容体の片アリル異常が認められる。遺伝子異常を認めない症例では、他の原因による高度のインスリン抵抗性症例との鑑別が困難であるが、脂肪肝、脂質異常が起りにくく特徴がある。血液細胞、脂肪細胞、培養線維芽細胞において、インスリン結合能の低下が認められる場合がある。

B型インスリン抵抗症の診断は、インスリン受容体抗体の証明によるほか、基礎疾患の存在が診断の助けになる。

07.糖尿病

17

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

脂肪萎縮症

全身あるいは部分的に脂肪組織が減少、あるいは消失する疾患である。高頻度にインスリン抵抗性糖尿病、高トリグリセリド血症、脂肪肝等の糖脂質代謝異常を認める。

脂肪組織の消失の病因としては、遺伝子異常、自己免疫、ウイルス感染、薬剤等が挙げられる。脂肪萎縮症に起因する糖脂質代謝異常の主たる原因が、脂肪組織から分泌されるレプチンの欠乏によることが示され、レプチン補充療法の治療効果が示された。

07.糖尿病

18

8 先天性代謝異常

08.先天性代謝異常

1

目次

- 1. 疾患群の概要**
- 2. 「疾病の状態の程度」について**
表 1 対象疾病一覧
表 2 疾病の状態の程度と対象基準
- 3. 対象疾病の並びについて**
- 4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意**

08.先天性代謝異常

2

1. 疾患群の概要

代謝に必要な酵素やトランスポーターの先天的な欠損に起因する疾患群である。障害される代謝経路または代謝が行われる細胞内小器官により分類される。

大分類は、アミノ酸代謝障害、有機酸代謝障害、脂肪酸代謝障害、ミトコンドリア病、糖質代謝異常症、ライソゾーム病、ペルオキシゾーム病、金属代謝異常症、プリンピリミジン代謝異常、ビタミン代謝異常、神経伝達物質異常症、結合織異常症、先天性ポルフィリン症、 α 1-アンチトリプシン欠損症の15項目から成る。

08.先天性代謝異常

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

先天性代謝異常の「疾病の状態の程度」は1種類であり、「疾病名に該当する場合」とされている（表1）。

08.先天性代謝異常

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

08.先天性代謝異常

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾患については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

08.先天性代謝異常

6

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患		疾病の状態 の程度	対象疾患		疾病の状態 の程度
大分類	細分類		大分類	細分類	
1 アミノ酸代謝異常症	1 フェニルケトン尿症（高フェニルアラニン血症）	全	1 アミノ酸代謝異常症	11 N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症	全
	2 高チロシン血症1型	全		12 カルバミルリン酸合成酵素欠損症	全
	3 高チロシン血症2型	全		13 オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症	全
	4 高チロシン血症3型	全		14 アルギニノコハク酸合成酵素欠損症（シトルリン血症）	全
	5 高プロリン血症	全		15 アルギニノコハク酸尿症	全
	6 プロリダーゼ欠損症	全		16 高アルギニン血症	全
	7 メープルシロップ尿症	全		17 シトリン欠損症	全
	8 ホモシスチン尿症	全		18 高オルニチン血症	全
	9 高メチオニン血症	全		19 ハートナップ（Hartnup）病	全
	10 非ケトーシス型高グリシン血症	全		20 リジン尿性蛋白不耐症	全

08.先天性代謝異常

7

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患		疾病の状態 の程度	対象疾患		疾病の状態 の程度
大分類	細分類		大分類	細分類	
1 アミノ酸代謝異常症	21 シスチン尿症	全	2 有機酸代謝異常症	31 スクシニル-CoA : 3-ケト酸CoAトランスクレーヴ（SCOT）欠損症	全
	22 1から21までに掲げるもののほか、アミノ酸代謝異常症	全		32 複合カルボキシラーゼ欠損症	全
2 有機酸代謝異常症	23 メチルマロン酸血症	全		33 グルタル酸血症1型	全
	24 プロピオン酸血症	全		34 グルタル酸血症2型	全
	25 β-ケトチオラーゼ欠損症	全		35 原発性高シュウ酸尿症	全
	26 イソ吉草酸血症	全		36 アルカブトン尿症	全
	27 3-メチルクロロトニルCoAカルボキシラーゼ欠損症	全		37 グリセロール尿症	全
	28 メチルグルタコン酸尿症	全		38 先天性胆汁酸代謝異常症	全
	29 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタル酸血症	全		39 23から38までに掲げるもののほか、有機酸代謝異常症	全
	30 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタルリルCoA合成酵素欠損症	全			

08.先天性代謝異常

8

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患		疾病的状態の程度	対象疾患		疾病的状態の程度
大分類	細分類		大分類	細分類	
3 脂肪酸代謝異常症	40 全身性カルニチン欠損症	全	4 ミトコンドリア病	50 ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症	全
	41 カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼI欠損症	全		51 ピルビン酸カルボキシラーゼ欠損症	全
	42 カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼII欠損症	全		52 フマラーゼ欠損症	全
	43 カルニチンアシルカルニチントランスロカーゼ欠損症	全		53 スクシニル-CoAリガーゼ欠損症	全
	44 極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	全		54 ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症	全
	45 中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	全		55 ミトコンドリアDNA枯渇症候群	全
	46 短鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	全		56 ミトコンドリアDNA突然変異（リー（Leigh）症候群、MELAS及びMERRFを含む。）	全
	47 三頭酵素欠損症	全		57 ミトコンドリアDNA欠失（カーンズ・セイヤー（Kearns-Sayre）症候群を含む。）	全
	48 3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症	全		58 50から57までに掲げるもののほか、ミトコンドリア病	全
	49 40から48までに掲げるもののほか、脂肪酸代謝異常症	全			

08.先天性代謝異常

9

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患		疾病的状態の程度	対象疾患		疾病的状態の程度
大分類	細分類		大分類	細分類	
5 糖質代謝異常症	59 遺伝性フルクトース不耐症	全	5 糖質代謝異常症	68 糖原病IV型	全
	60 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	全		69 糖原病V型	全
	61 ガラクトキナーゼ欠損症	全		70 糖原病VI型	全
	62 ウリジルニリン酸ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損症	全		71 糖原病VII型	全
	63 フルクトース-1,6-ビスホスファターゼ欠損症	全		72 糖原病IX型	全
	64 ホスホエノールピルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症	全		73 グルコーストランスポーター1(GLUT1)欠損症	全
	65 グリコーゲン合成酵素欠損症（糖原病0型）	全		74 59から73までに掲げるもののほか、糖質代謝異常症	全
	66 糖原病I型	全		75 ムコ多糖症I型	全
	67 糖原病III型	全		76 ムコ多糖症II型	全
6 ライソゾーム病					

08.先天性代謝異常

10

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患		疾病の状態 の程度
大分類	細分類	
6 ライソゾーム病	77 ムコ多糖症Ⅲ型	全
	78 ムコ多糖症Ⅳ型	全
	79 ムコ多糖症VI型	全
	80 ムコ多糖症VII型	全
	81 フコシドーシス	全
	82 マンノシドーシス	全
	83 アスパルチルグルコサミン尿症	全
	84 シアリドーシス	全
	85 ガラクトシアリドーシス	全
6 ライソゾーム病	86 GM1-ガングリオシドーシス	全
	87 GM2-ガングリオシドーシス	全
	88 異染性白質ジストロフィー	全
	89 ニーマン・ピック (Niemann-Pick) 病	全
	90 ゴーシエ (Gaucher) 病	全
	91 ファブリー (Fabry) 病	全
	92 クラッベ (Krabbe) 病	全
	93 ファーバー (Farber) 病	全
	94 マルチブルスルファターゼ欠損症	全

08.先天性代謝異常

11

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患		疾病の状態 の程度
大分類	細分類	
6 ライソゾーム病	95 ムコリビドーシスⅡ型 (I-cell病)	全
	96 ムコリビドーシスⅢ型	全
	97 ポンペ (Pompe) 病	全
	98 酸性リバーゼ欠損症	全
	99 シスチン症	全
	100 遊離シアル酸蓄積症	全
	101 神経セロイドリポフチニン症	全
	102 75から101までに掲げるもののほか、ライソゾーム病	全
7 ペルオキシソーム病	103 ペルオキシソーム形成異常症	全
7 ペルオキシソーム病	104 副腎白質ジストロフィー	全
	105 レフサム (Refsum) 病	全
	106 103から105までに掲げるもののほか、ペルオキシソーム病	全
	107 ウィルソン (Wilson) 病	全
	108 メンケス (Menkes) 病	全
	109 オクシピタル・ホーン症候群	全
	110 無セルロプラスミン血症	全
	111 亜硫酸酸化酵素欠損症	全
	112 先天性腸性肢端皮膚炎	全

08.先天性代謝異常

12

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患			疾病の状態 の程度	対象疾患			疾病の状態 の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
8	金属代謝異常症	113 107から112までに掲げるもののほか、金属代謝異常症	全		122 ビオブテリン代謝異常症		全
9	プリンピリミジン代謝異常症	114 ヒポキサンチングアニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症（レッシュ・ナイハン（Lesch-Nyhan）症候群）	全		123 チロシン水酸化酵素欠損症		全
		115 アデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症	全		124 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		全
		116 キサンチン尿症	全		125 ドーパミンβ-水酸化酵素欠損症		全
		117 尿酸トランスポーター異常症	全		126 GABAアミノ基転移酵素欠損症		全
		118 オロト酸尿症	全		127 コハク酸セミアルデヒド脱水素酵素欠損症		全
		119 114から118までに掲げるもののほか、プリンピリミジン代謝異常症	全		128 122から127までに掲げるもののほか、神経伝達物質異常症		全
		120 先天性葉酸吸收不全症	全		129 原発性高カイロミクロン血症		全
10	ビタミン代謝異常症	121 120に掲げるもののほか、ビタミン代謝異常症	全		130 家族性高コレステロール血症		全

08.先天性代謝異常

13

表1 対象疾患一覧（先天性代謝異常）

対象疾患			疾病の状態 の程度
大分類		細分類	
12	脂質代謝異常症	131 家族性複合型高脂血症	全
		132 無β-リポタンパク血症	全
		133 高比重リポタンパク（HDL）欠乏症	全
		134 129から133までに掲げるもののほか、脂質代謝異常症	全
13	結合組織異常症	135 エーラス・ダンロス（Ehlers-Danlos）症候群	全
		136 リポイドタンパク症	全
		137 135及び136に掲げるもののほか、結合組織異常症	全
14	先天性ボルフィリン症	138 先天性ボルフィリン症	全
15	α1-アンチトリプシン欠損症	139 α1-アンチトリプシン欠損症	全

08.先天性代謝異常

14

表2 疾病の状態の程度と対象基準（先天代謝異常）

疾病の状態の程度	対象基準	
疾病名に該当する場合	同左	全

08.先天性代謝異常

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

診断のための検査

診断に必要な検査が、保険未収載検査である場合も少なくない。

また「診断の手引き」には、特定の医療機関・研究施設・検査センターでのみ実施可能な検査が確定診断のために必要とされている場合もあるので、申請に際しては、当該疾患の診療経験のある医師にコンサルトすることが望まれる。

08.先天性代謝異常

16

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ミトコンドリア脳筋症

ミトコンドリア脳筋症に該当する疾患は、神経・筋疾患ではなく、先天性代謝異常の「ミトコンドリア病」に属する各対象疾病より選択して申請をすること。

9

血液疾患

09.血液疾患

1

目次

- 1. 疾患群の概要**
- 2. 「疾病の状態の程度」について**
表 1 対象疾病一覧
表 2 疾病の状態の程度と対象基準
- 3. 対象疾病の並びについて**
- 4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意**

09.血液疾患

2

1. 疾患群の概要

血液疾患群は非腫瘍性血液疾患を対象にしている（腫瘍性血液疾患は悪性新生物として取り扱う）。

大きく、赤血球疾患、血小板疾患、凝固異常症に分類される。血液疾患である白血球疾患は、小児慢性特定疾病対策においては免疫疾患に分類されている。

それぞれに先天性疾患、遺伝性疾患があるが、家族歴がない孤発例が少なからず存在し、診断年齢は新生児期から全年齢に分布する。

09.血液疾患

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

血液疾患には、計6種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら6種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

09.血液疾患

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

09.血液疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	急性前骨髓球性白血病
1	白血病	急性骨髓单球性白血病
1	白血病	急性赤白血病
1	白血病	急性巨核芽球性白血病
1	白血病	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	慢性骨髓性白血病
1	白血病	慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	1から15までに掲げるもののほか、白血病

09.血液疾患

6

表1 対象疾患一覧（血液疾患）

対象疾患				疾病の状態 の程度	
大分類		細分類			
1	巨赤芽球性貧血	1	巨赤芽球性貧血	血D	
2	赤芽球病	2	後天性赤芽球病	血A	
		3	先天性赤芽球病（ダイアモンド・ブラックファン）貧血	血A	
3	先天性赤血球形成異常性貧血	4	先天性赤血球形成異常性貧血	血C	
4	鉄芽球性貧血	5	鉄芽球性貧血	血C	
5	無トランスフェリン血症	6	無トランスフェリン血症	全	
6	自己免疫性溶血性貧血	7	寒冷凝集素症	血A	
		8	発作性寒冷ヘモグロビン尿症	血A	
		9	7及び8に掲げるもののほか、自己免疫性溶血性貧血（AIHAを含む。）	血A	
対象疾患				疾病の状態 の程度	
7	発作性夜間ヘモグロビン尿症	10	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血A	
		11	遺伝性球状赤血球症	血B	
		12	口唇赤血球症	血D	
		13	鎌状赤血球症	血A	
		14	不安定ヘモグロビン症	血C	
		15	サラセミア	血C	
		16	グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症	血B	
		17	ピルビン酸キナーゼ欠乏性貧血	血B	
		18	11から17までに掲げるもののほか、遺伝性溶血性貧血	血D	
		9	溶血性貧血（脾機能亢進症によるものに限る。）	血A	
対象疾患				疾病の状態 の程度	
対象疾患					

09.血液疾患

7

表1 対象疾患一覧（血液疾患）

対象疾患				疾病の状態 の程度	
大分類		細分類			
10	微小血管障害性溶血性貧血	20	微小血管障害性溶血性貧血	血E	
11	真性多血症	21	真性多血症	血A	
12	家族性赤血球増加症	22	家族性赤血球増加症	血E	
13	血小板減少性紫斑病	23	免疫性血小板減少性紫斑病	血A	
		24	23に掲げるもののほか、血小板減少性紫斑病	血A	
14	血栓性血小板減少性紫斑病	25	血栓性血小板減少性紫斑病	血A	
15	血小板減少症（脾機能亢進症によるものに限る。）	26	血小板減少症（脾機能亢進症によるものに限る。）	血A	
16	先天性骨髄不全症候群	27	先天性無巨核球性血小板減少症	血A	
		28	ファンコニ（Fanconi）貧血	血A	
対象疾患				疾病の状態 の程度	
17	血小板機能異常症	29	周期性血小板減少症	血A	
		30	メイ・ヘグリン（May-Hegglin）異常症	血A	
		31	本態性血小板血症	血E	
		32	ペルナール・スリエ（Bernard-Soulier）症候群	血A	
		33	血小板無力症	血A	
		34	血小板放出機構異常症	血A	
		35	32から34までに掲げるもののほか、血小板機能異常症	血A	
		36	先天性フィブリノーゲン欠乏症	全	
		37	先天性プロトロンビン欠乏症	全	
		38	第V因子欠乏症	全	
対象疾患				疾病の状態 の程度	
対象疾患					

09.血液疾患

8

表1 対象疾患一覧（血液疾患）

対象疾患			疾病の状態の程度	対象疾患			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
21	先天性血液凝固因子異常	39 第VII因子欠乏症	全	23 先天性プロテインS欠乏症	49 先天性プロテインS欠乏症		全
		40 血友病A	全	24 先天性アンチトロンビン欠乏症	50 先天性アンチトロンビン欠乏症		全
		41 血友病B	全	25 骨髄線維症	51 骨髄線維症		血A
		42 第X因子欠乏症	全	26 再生不良性貧血	52 再生不良性貧血		血A
		43 第XI因子欠乏症	全				
		44 第XII因子欠乏症	全				
		45 第XIII因子欠乏症	全				
		46 フォンヴィルブランド（von Willebrand）病	全				
		47 36から46までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常	全				
22	先天性プロテインC欠乏症	48 先天性プロテインC欠乏症	全				

(注1) 血液疾患群に整理されていた「遺伝性出血性末梢血管拡張症」は、令和元年7月より「脈管系疾患群」へ移行しました。疾病の状態の程度が変更されました。

(注2) 血液疾患群に整理されていた「カサバッハ・メリット症候群」は、疾病名「カサバッハ・メリット現象（症候群）」と変更され、令和元年7月より「脈管系疾患群」へ移行しました。疾病の状態の程度が変更されました。

表2 疾病の状態の程度と対象基準（血液疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）場合	血A
検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/μL以下の状態が持続する場合	検査で血中ヘモグロビン値10.0g/dL以下又は赤血球数350万/μL以下が（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）持続する場合	血B
治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合	治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合	血C
治療で補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合	治療で補充療法を（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）継続的に実施する場合	血D
治療で補充療法を行っている場合	同左	血E
血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合	同左	全
疾病名に該当する場合		

4. 代表的な疾患の申請時の注意点

診 断

血球測定値、細胞形態・病理形態、細胞機能、因子活性、染色体・遺伝子検査等で行われる。疾患の診断については診断の手引きに細分類疾病毎に示されているが、日本血液学会認定血液専門医等に照会が必要となる非典型の診断困難例もある。

1 赤血球疾患

主に貧血を主訴とする疾患である。遺伝性の溶血性貧血と後天的な溶血性貧血がある。

2 血小板疾患

血小板減少症、血小板機能異常症、血小板增多症がある。免疫性血小板減少性紫斑病は、多くは従来、特発性血小板減少性紫斑病と診断されていた病型である。

3 先天性血液凝固因子異常

血友病A、血友病B、ファン・ヴィルブランド病が3大疾患である。

09.血液疾患

11

4. 代表的な疾患の申請時の注意点

診断困難例への対応

診断が困難な原因は、特殊検査が必要、非典型例、病型移行例等が考えられる。

下記の点に注意されたい。

- 診断に必要な特殊検査情報が全て揃わずとも、家族歴や身体所見、一般検査の傍証で蓋然性の高い症例がある（臨床診断例）。
- 特殊検査を積極的に実施して確定診断する。
- 確定診断のための遺伝子検査の情報、細胞形態判別困難への対応等は小児血液・がん専門医や血液専門医に問い合わせる。
- 非典型例も同様に対応する。
- 慢性経過で臨床像が変化し、病型移行が生じることがある。継続申請時には特に注意する。

09.血液疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

臨床経過

急性発症で慢性に経過する疾患、慢性経過で増悪寛解を繰り返す疾患、安定した慢性経過疾患等、臨床経過は様々である。慢性経過で病型（診断名）が変化することがある。

ファンコニ貧血の様に悪性化または悪性疾患の背景となる疾患がある。

造血不全の再生不良性貧血は、悪性新生物に分類される骨髄異形成症候群と境界病型を示す症例がある。真性多血症、本態性血小板血症、骨髄線維症の3疾患は慢性骨髄性白血病と同じ骨髄増殖性疾患に分類され、血液細胞の病的増殖が基本病態である。

09.血液疾患

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

治療必要性について

診断後直ちに治療が必要で常時治療を要する疾患、有症状でも無治療で観察できる疾患、通常無治療でも急性期増悪期に治療を要する疾患等、治療必要性は様々で、同一疾患によっても重症度により異なることが多い。

対症療法が主体で原因を根治出来ない疾患がある。

摘脾手術、造血細胞移植等により原因病態が完治すると治療が不要となる疾患がある。

09.血液疾患

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

血友病又はこれに類する疾病

血友病A、血友病B、先天性フィブリノーゲン欠乏症、先天性プロトロンビン欠乏症、第V因子欠乏症、第VII因子欠乏症、第X因子欠乏症、第XI因子欠乏症、第XIII因子欠乏症、第XⅢ因子欠乏症、フォンワイルブランド病

以上の疾病は、厚生労働大臣が定める者（平成26年厚生労働省告示第462号）第4号に規定する「血友病又はこれに類する疾病」として別途定められている。

09.血液疾患

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

血小板減少性紫斑病

疾病の状態の程度における「補充療法」とは、直接的な血小板の輸血の他に、ガンマグロブリン又はステロイド薬の投与等により、血小板を増加させることを目的とした治療も含まれる。

09.血液疾患

16

10 免疫疾患

01.免疫疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

01.免疫疾患

2

1. 疾患群の概要

1 複合免疫不全症 (CID)

T 細胞系、B 細胞系両者の免疫不全を伴った疾患の総称である。重症複合免疫不全 (SCID) もこの疾患群に含まれる。多くのCID はリンパ球やそれぞれのリンパ球分画の減少の有無等によってある程度鑑別は可能である。

2 免疫不全症を伴う特徴的な症候群

免疫系の異常に加えて、血球系の異常、放射性高感受性、皮膚症状、臓器症状、小奇形等、特徴的な所見を有する疾患群である。特にDNA 損傷修復異常を呈する疾患群は多彩な症状を呈し、診療上も注意を要する。多くは責任遺伝子が明らかになっており、診断基準も明確である。

01.免疫疾患

3

1. 疾患群の概要

3 液性免疫不全を主とする疾患

液性免疫不全症は中耳炎、肺炎、副鼻腔炎、下痢、敗血症等の細菌感染症を反復し、血清免疫グロブリン (IgG、IgA、IgM) 値のいずれかが低値であった場合に診断される。

4 免疫調節障害

免疫調節障害は、過剰な全身性炎症や自己免疫疾患の合併が病態の中心となる疾患群である。細胞傷害活性の異常に伴うリンパ球の過剰活性化、アポトーシスの障害によるリンパ球の過剰増殖、自己反応性リンパ球の除去や制御不全等により引き起こされると考えられている。

01.免疫疾患

4

1. 疾患群の概要

5. 原発性食細胞機能不全症および欠損症

食細胞の数的、機能的異常により発症する疾患群である。食細胞は、細菌、真菌、抗酸菌に対する宿主免疫反応に重要であり、患者ではそれらの外来抗原に対し易感染性を示す。一方で、ウイルスに対する免疫能は保たれていることが多い。多くの疾患群で責任遺伝子が明らかになっており、診断基準も明確である。

6. 自然免疫不全症

自然免疫において重要な役割を果たす分子の先天的な欠損あるいは機能異常によっておこる疾患である。

01.免疫疾患

5

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

免疫疾患には、計5種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら5種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

01.免疫疾患

6

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

01.免疫疾患

7

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

01.免疫疾患

8

表1 対象疾患一覧（免疫疾患）

対象疾患			疾病の状態 の程度	対象疾患			疾病の状態 の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
1	複合免疫不全症	1	X連鎖重症複合免疫不全症	免A	2	11 ウィスコット・オルドリッチ (Wiskott-Aldrich) 症候群	免A
		2	細網異形成症	免A		12 毛細血管拡張性運動失調症	免A
		3	アデノシンデアミナーゼ (ADA) 欠損症	免A		13 ナイミーヘン (Nijmegen) 染色体不安定症候群	免A
		4	オーメン (Omenn) 症候群	免A		14 ブルーム (Bloom) 症候群	免A
		5	プリンヌクレオシドホスホリーゼ欠損症	免A		15 ICF症候群	免A
		6	CD8欠損症	免A		16 PMS2異常症	免A
		7	ZAP-70欠損症	免A		17 RIDDLE症候群	免A
		8	MHCクラスI 欠損症	免A		18 シムケ (Schimke) 症候群	免A
		9	MHCクラスII 欠損症	免A		19 胸腺低形成 (ディ・ジョージ (DiGeorge) 症候群/22q11.2欠損症候群)	免A
		10	1から9までに掲げるもののほか、複合免疫不全症	免A		20 高IgE症候群	免A

01.免疫疾患

9

表1 対象疾患一覧（免疫疾患）

対象疾患			疾病の状態 の程度	対象疾患			疾病の状態 の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
2	免疫不全を伴う特徴的な症候群	21	肝中心静脈閉鎖症を伴う免疫不全症	免A	4	31 チエディアック・東 (Chédiak-Higashi) 症候群	免A
		22	先天性角化異常症	免A		32 X連鎖リンパ増殖症候群	免A
3	液性免疫不全を中心とする疾患	23	X連鎖無ガンマグロブリン血症	免A		33 自己免疫性リンパ増殖症候群 (ALPS)	免A
		24	分類不能型免疫不全症	免A		34 31から33までに掲げるもののほか、免疫調節障害	免A
		25	高IgM症候群	免A		35 重症先天性好中球減少症	免B
		26	IgGサブクラス欠損症	免C		36 周期性好中球減少症	免A
		27	選択的IgA欠損	免C		37 35及び36に掲げるもののほか、慢性の経過をたどる好中球減少症	免B
		28	特異抗体産生不全症	免C		38 白血球接着不全症	免A
		29	乳児一過性低ガンマグロブリン血症	免C		39 シュワッハマン・ダイアモンド (Shwachman-Diamond) 症候群	免A
		30	23から29までに掲げるもののほか、液性免疫不全を中心とする疾患	免A			

01.免疫疾患

10

表1 対象疾患一覧（免疫疾患）

対象疾患			疾病の状態の程度	対象疾患			疾病の状態の程度
大分類	細分類			大分類	細分類		
5 原発性食細胞機能不全症および欠損症	40 慢性肉芽腫症		免A	7 先天性補体欠損症	49 先天性補体欠損症		免A
	41 ミエロペルオキシダーゼ欠損症		免C		50 遺伝性血管性浮腫（C1インヒビター欠損症）		免D
	42 メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症		免A		51 49及び50に掲げるもののほか、先天性補体欠損症		免A
	43 38から42までに掲げるもののほか、白血球機能異常		免A				
6 自然免疫異常	44 免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症		免A	8 好酸球増加症	52 好酸球増加症		免A
	45 IRAK4欠損症		免A	9 慢性活動性EBウイルス感染症	53 慢性活動性EBウイルス感染症		免A
	46 MyD88欠損症		免A		54 後天性免疫不全症候群（HIV感染によるものに限る。）		全
	47 慢性皮膚粘膜カンジダ症		免A	10 後天性免疫不全症	55 後天的な免疫系障害による免疫不全症		免A
	48 44から47までに掲げるもののほか、自然免疫異常		免A		56 慢性移植片対宿主病		免A

01.免疫疾患

11

表2 疾病の状態の程度と対象基準（免疫疾患）

疾病の状態の程度	対象基準
治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）場合は対象となる
治療でG-CSF療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数1500/μL以下の状態である場合	治療でG-CSF療法又は造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数（WBC数×好中球%）1500/μL以下の状態が（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）持続する場合
感染の予防や治療で補充療法若しくは抗菌薬、抗ウイルス薬若しくは抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合	感染の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合
感染症の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合	治療で補充療法が（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）必要となる場合
治療で補充療法が必要となる場合	治療で補充療法が（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）必要となる場合
疾病名に該当する場合	同左

01.免疫疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

診断について

診断は、各疾病の主要な臨床症状や検査所見から疑い、蛋白発現解析で支持する所見を得、最終的には遺伝子診断にて確定する。

該当する分子の欠損や遺伝子異常が認められない場合、あるいは原因が解明されていない場合には、該当疾患の病態の基盤となる現象を免疫学的あるいは分子生物学的手法を用いて証明することが望ましい。

いずれにせよ、専門施設への相談及び同施設での検査データ提供が重要である。

01.免疫疾患

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

診断についてのコンサルテーション

複合免疫不全症の病型診断には専門的な検討が必要であることが多く、「原発性免疫不全症候群の診断基準・重症度分類および診療ガイドライン」の確立に関する研究班」研究分担者など (http://www.nanbyou.or.jp/upload_files/H29_65_kenkyumeibo.pdf) 専門家に相談するとよい。また疾患概要、診断の手引き等も参考にする。

補充療法について

「疾病の状態の程度」において、「治療で補充療法を行っている場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象となる。

01.免疫疾患

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

自己免疫性好中球減少症

自己免疫性好中球減少症は、独立した対象疾病名として明示されていないが、告示疾病名「9及び10に掲げるもののほか、慢性の経過をたどる好中球減少症」に含まれる。

11 神経・筋疾患

11.神経・筋疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

11.神経・筋疾患

2

1. 疾患群の概要

平成27年の制度改正で大幅に対象疾病が拡大された疾患群で、その後も対象疾病の追加や疾患群の見直しなどが行われている。

平成27年の制度改正前に、ミトコンドリア脳筋症やリー（Leigh）脳症として対象となっていた疾病は、現在は先天性代謝異常のミトコンドリア病として、対象疾病が列記されている。

平成29年度に本疾患群に追加された骨系統疾患は、平成30年度には、新設された骨系統疾患群へ移行した。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

神経・筋疾患には、計7種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら7種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが
指定されている（表1）。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

11.神経・筋疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

11.神経・筋疾患

6

表1 対象疾患一覧（神経・筋疾患）

対象疾患			疾病の状態の程度	対象疾患			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
1 脊髄髓膜瘤	脊髄髓膜瘤	1 髓膜脳瘤	神C	3 脳形成障害	3 脳形成障害	11 巨脳症－毛細血管奇形症候群	神A
		2 脊髄髓膜瘤	神C			12 ジュベール (Joubert) 症候群関連疾患	神A
		3 脊髄脂肪腫	神D		4 ジュベール (Joubert) 症候群関連疾患	13 レット (Rett) 症候群	神A
	2 仙尾部奇形腫	4 仙尾部奇形腫	神C			14 結節性硬化症	神A
	3 脳形成障害	5 滑脳症	神A		6 神經皮膚症候群	15 神經皮膚黒色症	神A
		6 裂脳症	神A			16 ゴーリン (Gorlin) 症候群（基底細胞母斑症候群）	神A
		7 全前脳症	神A			17 フォンヒッペル・リンドウ (von Hippel-Lindau) 病	神A
		8 中隔視神經形成異常症（ドモルシア (De Morsier) 症候群）	神A			18 スタージ・ウェーバー症候群	神A
		9 ダンディー・ウォーカー (Dandy-Walker) 症候群	神A				
		10 先天性水頭症	神A				

11.神経・筋疾患

7

表1 対象疾患一覧（神経・筋疾患）

対象疾患			疾病の状態の程度	対象疾患			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
7 早老症	21 ハッチンソン・ギルフォード (Hutchinson-Gilford) 症候群	19 ウエルナー (Werner) 症候群	神E	13 頭蓋骨縫合早期癒合症	11 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	29 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	神A
		20 コケイン (Cockayne) 症候群	神A			30 脳クレアチン欠乏症候群	神A
						31 非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症	神A
8 遺伝子異常による白質脳症	22 カナバン (Canavan) 病	22 カナバン (Canavan) 病	神A			32 アペール (Apert) 症候群	神A
		23 アレキサンダー (Alexander) 病	神A			33 クルーゾン (Crouzon) 病	神A
		24 先天性大脳白質形成不全症（注）	神A			34 31から33までに掲げるもののほか、重度の頭蓋骨早期癒合症	神A
	25 皮質下囊胞をもつ大頭型白質脳症	25 皮質下囊胞をもつ大頭型白質脳症	神A		14 もやもや病	35 もやもや病	神A
		26 白質消失病	神A			36 脳動静脈奇形	神A
					15 海綿状血管腫（脳脊髄）	37 海綿状血管腫（脳脊髄）	神A
9 ATR-X症候群	27 ATR-X症候群	神A					
10 脆弱X症候群	28 脆弱X症候群	神A					

（注）H29年度以前の疾患名「ペリツエウス・メルツバッヘル病」は、H30年4月より「先天性大脳白質形成不全症」に変更となりました。

11.神経・筋疾患

8

表1 対象疾患一覧（神経・筋疾患）

対象疾患			疾病的状態の程度
大分類	細分類		
17	脊髄性筋萎縮症	38 脊髄性筋萎縮症	神B
18 先天性ニューロパチー		39 先天性無痛無汗症	神A
		40 遺伝性運動感覚ニューロパチー	神A
		41 デュシェンヌ（Duchenne）型筋ジストロフィー	神B
19 筋ジストロフィー		42 エメリー・ドレイフス（Emery-Dreifuss）型筋ジストロフィー	神B
		43 肢帶型筋ジストロフィー	神B
		44 顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	神B
		45 福山型先天性筋ジストロフィー	神A
		46 メロシン欠損型先天性筋ジストロフィー	神A
		47 ウルリヒ（Ullrich）型先天性筋ジストロフィー（類縁疾患を含む。）	神A
		48 41から47に掲げるもののほか、筋ジストロフィー	神F
対象疾患			疾病的状態の程度
	大分類	細分類	
20 先天性ミオパチー		49 ミオチュラーミオパチー	神B
		50 先天性筋線維不均等症	神B
		51 ネマリンミオパチー	神B
		52 セントラルコア病	神B
		53 マルチコア病	神B
		54 ミニコア病	神B
		55 49から54までに掲げるもののほか、先天性ミオパチー	神B
21 シュワルツ・ヤンペル（Schwartz-Jampel）症候群		56 シュワルツ・ヤンペル（Schwartz-Jampel）症候群	神A

11.神経・筋疾患

9

表1 対象疾患一覧（神経・筋疾患）

対象疾患			疾病的状態の程度
大分類	細分類		
22 難治てんかん脳症		57 乳児重症ミオクロニーてんかん	神A
		58 点頭てんかん（ウエスト（West）症候群）	神A
		59 レノックス・ガストー（Lennox-Gastaut）症候群	神A
23 進行性ミオクローヌスてんかん		60 ウンフェルリヒト・ルントボルク（Unverricht-Lundborg）病	神A
		61 ラフォラ（Lafora）病	神A
24 脊髄小脳変性症	62 脊髄小脳変性症		神A
25 小児交差性片麻痺	63 小児交差性片麻痺		神A
	64 変形性筋ジストロフィー		神A
26 変形性筋ジストロフィー	65 濱川病		神A
対象疾患			疾病的状態の程度
	大分類	細分類	
27 脳の鉄沈着を伴う神経変性疾患		66 パントテン酸キナーゼ関連神経変性症	神A
		67 乳児神經軸索ジストロフィー	神A
28 乳児両側線条体壊死		68 乳児両側線条体壊死	神A
		69 先天性ヘルペスウイルス感染症	神A
		70 先天性風疹症候群	神A
29 先天性感染症		71 先天性サイトメガロウイルス感染症	神A
		72 先天性トキソプラズマ感染症	神A
		73 エカルディ・グティエール（Aicardi-Goutieres）症候群	神A

11.神経・筋疾患

10

表1 対象疾患一覧（神経・筋疾患）

対象疾患		疾病の状態の程度	
大分類	細分類		
31 亜急性硬化性全脳炎	74 亜急性硬化性全脳炎	神A	
32 ラスマッセン（Rasmussen）脳炎	75 ラスマッセン（Rasmussen）脳炎	神A	
33 癫攣重積型急性脳症	76 癫攣重積型（二相性）急性脳症	神A	
34 自己免疫介在性脳炎・脳症	77 自己免疫介在性脳炎・脳症	神A	
35 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	78 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神A	
36 多発性硬化症	79 多発性硬化症	神A	
37 慢性炎症性脱髓性多発神経炎	80 慢性炎症性脱髓性多発神経炎	神A	
38 重症筋無力症	81 重症筋無力症	神G	

11.神経・筋疾患

11

表2 疾病の状態の程度と対象基準（神経・筋疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左	神A
運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻工アウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合	同左	神B
けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左	神C
けいれん発作、意識障害、運動障害、排尿排便障害又は温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合	同左	神D
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	同左	神E
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻工アウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	同左	神F
眼筋症状、運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左	神G

11.神経・筋疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

診断について

- 多くの疾病では下記の【例】のごとく、症状と検査所見を組み合わせて診断が行われる。

【例】 フォンヒッペル・リンドウ病

「診断の手引き」における、I. 主要臨床症状 と II. 重要な検査所見 の組み合わせで診断される。医療意見書の記載に当たっては、関連した症状・検査所見のチェックが必要である。

申請について

- 指定難病の対象となっている疾病が複数存在する。

患者が成人になるまでの間、小児慢性特定疾病と指定難病のいずれを申請するかは、慎重に吟味すべきである。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

筋ジストロフィー

「肢帶型筋ジストロフィー」には、2歳までに発症する進行性の筋ジストロフィーである先天性進行性筋ジストロフィーを含む。

(注) H30年4月より、ベッカー型筋ジストロフィー、筋強直性ジストロフィー、およびその他独立した疾病名として明示されていない筋ジストロフィーは、包括病名「41から47に掲げるもののほか、筋ジストロフィー」にて申請可能となりました。

指定難病「ベスレムミオパチー」は、小児慢性特定疾病「ウルリヒ型先天性筋ジストロフィー(類縁疾患を含む。)」に含まれる疾患として考える。

裂脳症

「裂脳症」には、孔脳症を含む。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

多発性硬化症

「多発性硬化症」には、視神経脊髄炎を含む。

11.神経・筋疾患

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

結節性硬化症

結節性硬化症の診断に遺伝子解析は必須ではないが、*TSC1*または*TSC2*遺伝子の病因となる変異が正常組織からのDNAで同定されれば、結節性硬化症の確定診断に十分である。よって遺伝子変異が確定されており、「疾病の状態の程度」を満たす場合には、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

11.神経・筋疾患

16

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

変形性筋ジストニー

近年多くの原因遺伝子が同定されている遺伝性ジストニア（DYTシリーズ）に含まれる疾患群は、小児慢性特定疾病対策では大分類「変形性筋ジストニー」の細分類「変形性筋ジストニー」として申請する。ただし、遺伝性ジストニアの1つでDYT5とも呼ばれる瀬川病については、大分類「変形性筋ジストニー」の細分類「瀬川病」として申請する。なお、いずれの場合も、原因遺伝子検査は必須ではない。

12

慢性消化器疾患

12.慢性消化器疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

12.慢性消化器疾患

2

1. 疾患群の概要

本疾患群は多彩な疾病を含んでおり、小児慢性疾病情報センターの並びでは、大分類1「難治性下痢症」から大分類5「非特異性多発性小腸症」までに消化管疾病、大分類6「急性肝不全（昏睡型）」から大分類12「難治性肺炎」までに肝胆肺疾患、大分類13「短腸症」から大分類16「総排泄腔外反症」までに小児外科関連の疾病が配されている（注）。

（注）R1年7月より、既存の対象疾病のうち、大分類が変更となったものがあります。詳しくは対象疾病一覧を参照してください。

12.慢性消化器疾患

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、
小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

慢性消化器疾患には、計9種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら9種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが
指定されている（表1）。

12.慢性消化器疾患

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

12.慢性消化器疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性和リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性和リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性和リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

12.慢性消化器疾患

6

表1 対象疾病一覧（慢性消化器疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
1 難治性下痢症	1 乳糖不耐症	1 乳糖不耐症	消A	2 ポリポーラス	10 若年性ポリポーラス		全
		2 ショ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症	消B		11 ポイツ・ジェガース症候群		全
		3 先天性グルコース・ガラクトース吸收不良症	消B		12 カウデン症候群		全
		4 エンテロキナーゼ欠損症	消B	3 周期性嘔吐症候群	13 周期性嘔吐症候群		消F
		5 アミラーゼ欠損症	消B		14 潰瘍性大腸炎		消B
		6 リバーゼ欠損症	消B	4 炎症性腸疾患（自己免疫性腸症を含む。）	15 クローン（Crohn）病		消B
		7 微絨毛封入体病	消C		16 早期発症型炎症性腸疾患		消B
		8 腸リンパ管拡張症	消C		17 自己免疫性腸症（IPEX症候群を含む。）		消B
	2 ポリポーラス	9 家族性腺腫性ポリポーラス	全		18 非特異性多発性小腸潰瘍症		消B

12.慢性消化器疾患

7

表1 対象疾病一覧（慢性消化器疾患）

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
6 急性肝不全（昏睡型）	19 急性肝不全（昏睡型）	19 急性肝不全（昏睡型）	消G	8 肝内胆汁うっ滞性疾患	28 先天性胆道拡張症		消D
		20 新生児ヘモクロマトーシス	消D		29 先天性肝線維症		消D
		21 自己免疫性肝炎	消D		30 肝硬変症		消D
		22 原発性硬化性胆管炎	消D	9 肝硬変症	31 門脈圧亢進症（バンチ（Banti）症候群を含む。）		消D
		23 胆道閉鎖症	全		32 先天性門脈欠損症		消D
		24 アラジール（Alagille）症候群	消D		33 門脈・肝動脈瘤		消D
		25 肝内胆管減少症	消D		11 クリグラー・ナジャー（Crigler-Najjar）症候群	34 クリグラー・ナジャー（Crigler-Najjar）症候群	消D
		26 進行性家族性肝内胆汁うっ滞性疾患	消E		12 難治性脾炎	35 遺伝性脾炎	消H
	27 先天性多発肝内胆管拡張症（カロリ（Caroli）病）	消D			36 自己免疫性脾炎		消H

12.慢性消化器疾患

8

表1 対象疾患一覧（慢性消化器疾患）

対象疾患				疾病の状態の程度
大分類		細分類		
13	短腸症	37	短腸症	消E
14	ヒルシュスブルング（Hirschsprung）病及び類縁疾患	38	ヒルシュスブルング（Hirschsprung）病	消E
		39	慢性特発性偽性腸閉塞症	消E
		40	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消E
		41	腸管神経節細胞僅少症	消E
		42	肝巨大血管腫	消D
16	総排泄腔異常症	43	総排泄腔遺残	全
		44	総排泄腔外反症	全

12.慢性消化器疾患

9

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性消化器疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
発症時期が乳児期の場合	同左	消A
疾病による症状がある場合又は治療を要する場合	同左	消B
疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は小腸移植を行った場合	同左	消C
疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合	同左	消D
疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植若しくは小腸移植を行った場合	同左	消E

12.慢性消化器疾患

10

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性消化器疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合	<p>①又は②に該当し、かつ③を満たす者を対象とする。 ① 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 ② 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合 ③ 薬物療法を要する場合</p> <p>※ 註1.特徴的嘔吐発作とは、以下をすべて満たす場合とする。 ・発作は個々の患者で同じ発作型で概ね予想可能な周期で起きる ・発作は強い嘔気・嘔吐が1時間に4回以上みられる ・発作の持続は1時間から10日まで認められる ・発作と発作の間隔は症状から解放される</p> <p>※ 註2. 薬物療法は補液療法を含む。</p>	消F
血液浄化療法、免疫抑制療法又は肝移植を行った場合	同左	消G
体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作又は慢性の脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合	同左	消H
左欄の疾病名に該当する場合	同左	全

12.慢性消化器疾患

11

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

周期性嘔吐症候群

本疾病は、ガイドライン等に準じた「診断の手引き」に従い、根拠となる発作の状況を毎回正確に医療意見書に記載すること。

- 疾病の状態の程度における「薬物療法」には補液療法を含むものとする。
- 疾病の状態の程度における「特徴的嘔吐発作」とは以下の①から④を全て満たす場合とする。
 - ① 発作は個々の患者で同じ発作型でおおむね予想可能な周期で起こるものであること
 - ② 発作は強い嘔気・嘔吐が1時間に4回以上みられるものであること
 - ③ 発作の持続は1時間から10日まで認められるものであること
 - ④ 発作と発作の間隔は症状から解放されるものであること

12.慢性消化器疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

早期発症型炎症性腸疾患

- クローン病、潰瘍性大腸炎、分類不能型腸炎が含まれる。乳幼児期発症炎症性腸疾患は鑑別が困難であり、一部の症例は各種治療に抵抗性を示す。
- 診断が困難なこともあります。正確さ・公平さを期す目的で以下の要件が診断の手引きに付帯している。すなわち、6歳までは1年毎に病態と治療内容を明記して更新条件を満たす必要があり、初回申請時とその後、少なくとも3年に1回は消化器内視鏡検査を行い、腸管の粘膜状態を内視鏡・病理組織にて評価し、そのレポートを添付することが望ましい。

12.慢性消化器疾患

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

胆道閉鎖症・胆道拡張症

- 胆道閉鎖症の「疾病の状態の程度」は、「疾病名に該当する場合」となっており、対象基準の中に肝移植を行った場合と明記されていないが、当該疾患で肝移植を行った症例も対象となる。
- 胆道閉鎖症および胆道拡張症には、医療意見書に重症度を記入する欄が存在するが、この重症度は現在患者の状況を報告するためのものであり、医療費支給認定に関する「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」とは異なる。
- 重症度は、肝移植後に良好な経過であっても、原疾患による肝胆道疾患のために移植が必要であった、という事実は残存し、また移植後も免疫抑制剤等の服用が必要で、治療を必要としている状態であると判断できるため、重症度は「0」ではなく「1」を選択する。

12.慢性消化器疾患

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

肝内胆管減少症

- 特異的顔貌、心血管奇形、後部胎生環、椎骨癒合不全等の肝外合併症をもつ症候性のAlagille症候群は除外する。
- 診断には肝生検が必須であり、少なくとも5個以上の門脈域を検索し、小葉間胆管数／門脈数比が約0.5以下（基準値は0.9-1.8）であることが重要である。また、画像検査などで肝外胆管には閉鎖がないことを証明する必要がある。
- 乳児期に黄疸、白色便、体重増加不良、皮膚搔痒感、肝腫大のいずれかの症状を呈し、肝生検で小葉間胆管の減少があり、Alagille症候群が除外されれば、本症と診断する。



肝生検が必須であり、小葉間胆管の減少が証明されることが重要

13

染色体又は遺伝子に変化を伴う 症候群

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

2

1. 疾患群の概要

「染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群」は、医学的・学術的に「先天異常症候群」と呼称されるものである。

先天異常は、単一特定の臓器のみに異常を認める場合と、複数臓器に異常を認める場合に大別され、後者は多発奇形症候群ないし先天異常症候群と呼ばれている疾患群である。

多発奇形症候群・先天異常症候群は、正しく病名診断を行うことによって合併症の発症を予見し、発症の回避ないし症状の軽減が期待できる一方で、生命の維持に関わる合併症を伴うことも少なくない。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群では、6種類の基準が組み合わされて「疾病の状態の程度」として示されている。

対象疾病ごとに、基準の組合せが異なっている（表1）。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1	白血病	9 急性单球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

6

表1 対象疾病一覧 (染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群)

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
1 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1 コフィン・ローリー症候群	染A	1 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	10 5 p-症候群		染A又は染B又は染C
		2 ソトス症候群	染A又は染B又は染C又は染D		11 4 p-症候群		染A又は染B又は染C
		3 スミス・マギニス症候群	染A又は染B又は染C		12 18トリソミー症候群		染A又は染B又は染C
		4 ルビンシュタイン・ティビ症候群	染A又は染B又は染C又は染D		13 13トリソミー症候群		染A又は染B又は染C
		5 歌舞伎症候群	染A又は染B又は染C		14 ダウン症候群		染A又は染B又は染C又は染D
		6 ウィーバー症候群	染A又は染B又は染C又は染D		15 9から14までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ症候群及びブレーダー・ウイリ症候群を除く。）		染A又は染B又は染C又は染D
		7 コルネリア・デランゲ症候群	染A又は染B又は染C		16 CFC症候群		染A又は染B又は染C又は染D
		8 ベックウィズ・ヴィーデマン症候群	染C又は染D		17 マルファン症候群		染B又は染E
		9 アンジェルマン症候群	染A又は染C		18 ロイス・ディーツ症候群		染B又は染E

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

7

表1 対象疾病一覧 (染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群)

対象疾病			疾病の状態の程度	対象疾病			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
1 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	19 カムラティ・エンゲルマン症候群	染A又は染C	1 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	28 スミス・レムリ・オビツツ症候群		染A又は染B又は染C
		20 コステロ症候群	染A又は染B又は染C又は染D		29 メピウス症候群		染A又は染C
		21 チャージ症候群	染A又は染B又は染C		30 モワット・ウィルソン症候群		染A又は染B又は染C
		22 ハーラマン・ストライフ症候群	染C		31 ヤング・シンプソン症候群		染A又は染B
		23 色素失調症	染A		32 VATER症候群		染A又は染B又は染C又は染F
		24 アントレー・ビクスラー症候群	染C		33 MECP2重複症候群		染A又は染C
		25 ファイファー症候群	染A又は染C		34 武内・小崎症候群		染A又は染B又は染C
		26 コフィン・シリス症候群	染A又は染B又は染C				
		27 シンプソン・ゴラビ・ベーメル症候群	染C又は染D				

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

8

**表2 疾病の状態の程度を構成する基準と対象基準における基準
(染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群)**

疾病の状態の程度を構成する＜基準＞等		対象基準を構成する＜基準+運用解釈＞	
基準（ア）	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合	同左	染A
基準（イ）	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合	次の①および②に該当する場合 ① 治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合 ② 医療意見書を作成する医師が、①に掲げる薬物療法と同等の薬物療法（アンギオテンシン受容体拮抗薬（ARB）、アンギオテンシン変換酵素（ACE）阻害薬等）であると判断する場合	染B
基準（ウ）	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合	同左	染C
基準（エ）	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、治療から5年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。	同左	染D
	大動脈瘤破裂の場合若しくは破裂が予想される場合	同左	染E
	排尿排便障害がみられる	同左	染F

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

9

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

染色体異常による先天異常症候群

染色体異常による先天異常症候群は染色体検査によって診断される。染色体検査には複数の検査法が存在するが、それぞれ検出範囲・検査限界が異なる。

ダウン症候群、18トリソミー症候群、13トリソミー症候群、5p-症候群、4p-症候群は、**G banding (G分染) 法**によって検出される。

5p-症候群、4p-症候群、ソトス症候群等、ルビンシュタイン・ティビ症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、アンジェルマン症候群等の疾患は、**FISH 法**や**マイクロアレイ染色体検査法**で確定診断される場合がある。

なお、プラダー・ウィリ症候群とウィリアムズ症候群は、各々内分泌疾患群、慢性心疾患群での申請となる。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

10

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

G banding (G分染) 法

検出範囲：染色体を特殊な染色で処理した後、顕微鏡により観察する検査法で、1回の染色体検査により46本すべての染色体を調べることができる。染色体の数の異常や構造の異常を検出する。

検査限界：感度は数メガベース（数百万核酸塩基対）にとどまり、小さな欠失は検出できない。つまり染色体検査の結果が正常であっても、染色体よりさらに小さな構成単位である遺伝子に異常がないとは判定できない。
多くの患者や家族は、「遺伝子」と「染色体」について理解や区別が十分ではないので、その違いを丁寧に説明する等の配慮をする。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

11

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

FISH法

検出範囲：G banding 法よりも小さな欠失・重複を検出できる。

検査限界：特定の染色体領域に含まれる欠失・重複を検出するため、検査依頼者が疾患に応じて、調べるべき染色体領域を決めなければならない。
また調べた領域外の異常は検出できない。

マイクロアレイ染色体検査

検出範囲：G banding 法、FISH 法では検出できない微細な染色体の欠失や重複が検出可能である。FISH 法と異なり全染色体を同時に解析可能である。

検査限界：均衡型転座は検出できない。非常に微小な欠失・重複については健常人においても認められることがある（偽陽性）。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

遺伝子検査

特定の遺伝子内の塩基配列の異常を検出する方法である。従来用いられているSanger法による解析法と、近年開発された次世代シーケンサー法による解析法がある。前者の場合、限られた数の遺伝子のみを解析対象となるが、後者の場合、数十ないし数百の遺伝子を解析対象とすることができます。

検出範囲：一塩基の違いまで検出することができる。

検査限界：患者の発症原因が、検査の対象となる遺伝子でなければ、異常は検出されない。

また疾患発症の原因となる変化が遺伝子の翻訳領域（タンパクをコードする領域）外にある場合や、欠失・重複が大きな場合には検出できない。

すなわち **遺伝子検査の感度は 100% ではない**。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

DNA メチル化検査

インプリンティング異常が示される場合、プラダー・ウィリ症候群、アンジェルマン症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群は合併症に応じて、小児慢性特定疾病の対象となる。その他の疾患の原因となるインプリンティング異常が同定された場合は、「その他の常染色体異常症」に含まれ、表2に示す 染A～染D の4つの対象基準のうち、いずれかに該当する場合には、小児慢性特定疾病の対象となる。

検出範囲：インプリンティング異常（メチル化異常・片親性ダイソミー）を検出できる。

検査限界：遺伝子検査と異なり、遺伝子配列の変化は検出できない。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

- 告示疾病名「1から6までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ症候群及びプラダー・ウィリ症候群を除く。）」の「常染色体異常」とは、常染色体の構造的異常又は機能的な異常が染色体検査（分染法）、FISH染色体検査、マイクロアレイ染色体検査、DNAメチル化検査等の検査で確認され、臨床症状と矛盾しない場合とする。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群における対象基準は、すべて症状や治療内容に関する基準であるため、疾病名に該当するのみの場合には医療費助成の対象とはならない。
- 循環器疾患を合併している場合には、慢性心疾患群の医療意見書の項目と同等の内容を記載する必要がある。
- 「疾病の状態の程度」の「基準（イ）治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。」に掲げる薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であって、医療意見書を作成する医師が、「疾病の状態の程度」に掲げる薬物療法と同等の薬物療法（アンギオテンシン受容体拮抗薬（ARB）、アンギオテンシン変換酵素（ACE）阻害薬等）であると判断する場合は、医療費助成の対象として差し支えない。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

16

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

- 腫瘍等を合併する場合、積極的治療終了から5年経過した場合は小児慢性特定疾患の医療費助成の対象外となる（申請継続についての詳細は悪性新生物に準じる）。
- 遺伝学的検査が実施可能な場合には遺伝子診断が望ましいが、遺伝子診断の実施が難しい場合には臨床症状から診断する。なお典型症例でも遺伝子変異を認めない場合があり、遺伝子診断の結果が陰性である場合には、判断には注意を要する。遺伝子診断が未実施であったり、遺伝子診断で変異が同定されなかつたりする場合には、出来るだけ詳細に臨床症状を申請書に記載する。必要な検査の実施や診断が困難で、医療意見書を十分に記載出来ない場合には、小児慢性特定疾患に対する地域の医療提供体制や、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）等の全国的な医療支援体制を活用できる。
- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群には精神発達遅滞を合併する疾患が含まれるが、精神発達遅滞自体は小児慢性特定疾患の対象基準の根拠となる合併症・病態ではないので留意すること。

13.染色体又は遺伝子変化を伴う症候群

17

14

皮膚疾患

14. 皮膚疾患

1

目次

- 1. 疾患群の概要**
- 2. 「疾病の状態の程度」について**
表 1 対象疾病一覧
表 2 疾病の状態の程度と対象基準
- 3. 対象疾病の並びについて**
- 4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意**

14. 皮膚疾患

2

1. 疾患群の概要

本疾患群には、皮膚症状のみの疾患もしくは皮膚症状が中心である疾患が含まれる。

先天性魚鱗癖の疾病名は国際分類に合わせたものとなっている。

14. 皮膚疾患

3

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

皮膚疾患には、計9種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら9種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

14. 皮膚疾患

4

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

14. 皮膚疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧	
大分類	細分類
1 白血病	1 前駆B細胞急性リンパ性白血病
1 白血病	2 成熟B細胞急性リンパ性白血病
1 白血病	3 T細胞急性リンパ性白血病
1 白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1 白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1 白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1 白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1 白血病	8 急性骨髓单球性白血病
1 白血病	9 急性单球性白血病
1 白血病	10 急性赤白血病
1 白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1 白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1 白血病	13 慢性骨髓性白血病
1 白血病	14 慢性骨髓单球性白血病
1 白血病	15 若年性骨髓单球性白血病
1 白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

14. 皮膚疾患

6

表1 対象疾患一覧（皮膚疾患）

対象疾患				疾病の状態の程度	対象疾患				疾病の状態の程度
大分類		細分類			大分類		細分類		
1	眼皮膚白皮症 (先天性白皮症)	1	眼皮膚白皮症 (先天性白皮症)	皮A	4	膿疱性乾癬 (汎発型)	9	膿疱性乾癬 (汎発型)	皮D
		2	ケラチン症性魚鱗癖 (表皮融解性魚鱗癖 (優性/劣性) 及び表在性表皮融解性魚鱗 癖を含む。)	皮B	5	色素性乾皮症	10	色素性乾皮症	全
2	先天性魚鱗癖	3	常染色体劣性遺伝性魚鱗癖 (道化師様魚鱗 癖を除く。)	皮B	6	レックリングハウゼン (Recklinghausen) 病 (神経線維腫症 I 型)	11	レックリングハウゼン (Recklinghausen) 病 (神経線維腫症 I 型)	皮E
		4	道化師様魚鱗癖	皮B	7	肥厚性皮膚骨膜症	12	肥厚性皮膚骨膜症	皮F
		5	ネザートン (Netherton) 症候群	皮B	8	外胚葉形成不全	13	無汗性外胚葉形成不全	皮G
		6	シェーグレン・ラルソン (Sjögren-Larsson) 症候群	皮B	9	スティーヴンス・ジョンソン (Stevens-Johnson) 症候群 (注)	14	スティーヴンス・ジョンソン (Stevens-Johnson) 症候群 (中毒性表皮壊死症を 含む。)	皮H
3	表皮水疱症	8	表皮水疱症	皮C					

(注) 膜原病疾患群に整理されていた「スティーヴンス・ジョンソン症候群」は、令和元年7月はより皮膚疾患群へ移行しました。
疾病名がより広い概念である「スティーヴンス・ジョンソン (Stevens-Johnson) 症候群 (中毒性表皮壊死症を含む。)」に
変更されました。疾病の状態の程度が変更されました。

14. 皮膚疾患

7

表2 疾病の状態の程度と対象基準（皮膚疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症 (チエディアック・東症候群及びグリセリ症候群) でないこと。	同左	皮A
感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合	同左	皮B
常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材 (特定保険医療材料) を使用する必要のある場合	同左	皮C
治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合は対象としない。	同左	皮D

14. 皮膚疾患

8

表2 疾病の状態の程度と対象基準（皮膚疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合	次の①又は②に該当する場合 ① 顔面を含め、多数（乳幼児で250個、未就学児で500個、12歳以上で700個程度）の神経線維腫症若しくは大きな（腫瘍切除を全身麻酔下で行う程度の）びまん性神経線維腫がある場合 ② 顔面を含め、麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変（歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎のCobb角20度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢長管骨の彎曲、病的骨折、偽関節がある場合）のいずれかが認められる場合	皮E
非特異性多発性小腸潰瘍症がみられる場合又は多汗症、皮膚肥厚、眼瞼下垂、関節症状若しくはリンパ浮腫のいずれかに対する治療が必要な場合	同左	皮F
全身の75%以上が無汗（低汗）である場合	同左	皮G
治療が必要な場合	同左	皮H
左欄の疾病名に該当する場合	同左	全

4. 代表的な疾患の申請時の注意点

眼皮膚白皮症（先天性白皮症）

- 健常皮膚の色調は、ヘモグロビン、カロチノイド、フラボノイド、メラニンなどの色素の混合によって決定されているが、人種間の皮膚色の違いなど、最も決定的な役割を果たしているのはメラニンである。
- 皮膚のメラニンは表皮基底層、毛母部、真皮に存在する色素細胞（メラノサイト）によって合成され、近隣のケラチノサイトに受け渡される。
- 本疾患は、メラニン合成に関わる遺伝子変異によって発症する常染色体劣性遺伝性疾患である注）。
注）最近、常染色体優性遺伝形式の本症の家系の報告があった。
- 生下時よりメラニン色素合成障害による、全身の白色皮膚、青色～灰色の虹彩と弱視、白色～茶褐色の頭髪などを呈する。
- 患者頻度は日本人では数万人に1人といわれている。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

眼皮膚白皮症（先天性白皮症）

- 現在では21種類の原因遺伝子・遺伝子座に分類されており、メラニン色素合成障害による症状のみを呈する非症候型では7種類、出血傾向や間質性肺炎を合併する症候型では14種類の原因遺伝子が報告されている。
- 同じ遺伝子変異であっても、生涯ほとんどメラニン合成しない症例から、健常人とほぼ同じレベルまでメラニン沈着を認める症例まで存在するなど臨床症状が多彩であり、しかも他のサブタイプと症状がオーラップしているため、臨床症状のみから病因遺伝子を特定することは難しい。
- 本疾病では非症候型のみを対象**とし、**症候型の場合（チエディアック・東症候群およびグリセリ症候群）は、免疫疾患群における該当対象疾病で申請を行う。**

14. 皮膚疾患

11

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

先天性魚鱗癬

対象疾病名は国際分類に
準じて表記されている

疾病名	告示番号	対象疾病名
水疱型先天性魚鱗癬紅皮症	2	ケラチン症性魚鱗癬（表皮融解性魚鱗癬）
非水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症	3	常染色体劣性遺伝性魚鱗癬
葉状魚鱗癬	4	道化師様魚鱗癬
道化師様魚鱗癬	5	ネザートン症候群
ネザートン症候群	6	シェーグレン・ラルソン症候群
シェーグレン・ラルソン症候群	7	2から6までに掲げるもののほか、先天性魚鱗癬
KID症候群		
Dorfman-Chanarin症候群		
CHILD症候群		
IFAP症候群		
多発性スレファーターゼ欠損症		
X連鎖性劣性魚鱗癬症候群		
IBID		
Trichothiodystrophy		
Conradi-Hünermann-Happle症候群		

KID keratitis-ichthyosis-deafness
CHILD congenital hemidysplasia, ichthyosiform erythroderma or nevus, and limb defects
IFAP ichthyosis follicularis, alopecia, and photophobia
IBID ichthyosis, brittle hair, impaired intelligence, decreased fertility and short stature

14. 皮膚疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

先天性魚鱗癬

- 出生後早期から全身皮膚が乾燥して厚い角質物質に覆われ、鱗屑、落屑を生じる疾患である。
- 多くが、表皮細胞の角化や剥離過程に関与する遺伝子異常が原因である。
- 患者数は本邦で100～300人と推定されている。
- 医療費助成の申請の際には、「感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる。場合もしくは見込まれる場合のみが対象となるので留意する。

14. 皮膚疾患

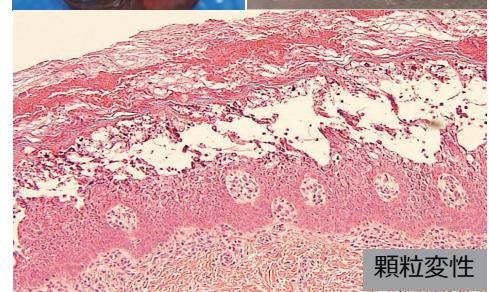
13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ケラチン症性魚鱗癬（表皮融解性魚鱗癬（優性／劣性）及び表在性表皮融解性魚鱗癬を含む。）

概念・定義：

- 潮紅、紅皮症を伴う重症の先天性魚鱗癬で水疱形成、表皮剥離も合併する。その後は機械的刺激を受ける部位を中心に弛緩性水疱と浅いびらんが反復形成される。
- 常染色体優性遺伝性で、ケラチン(KRT) 1, 10 または 2e の遺伝子変異により発症する疾患である。



14. 皮膚疾患

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ケラチン症性魚鱗癬（表皮融解性魚鱗癬（優性／劣性）及び表在性表皮融解性魚鱗癬を含む。）

診断の手引き

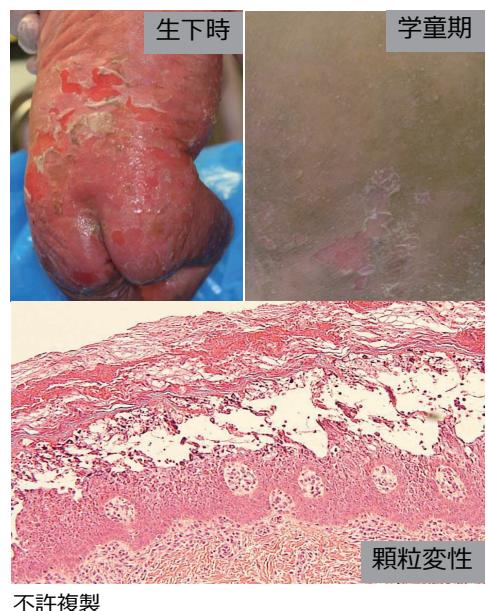
病理所見を満たし臨床所見①から③のいずれかが該当するものを本症と診断する。

＜臨床所見＞

- ① 生下時に全身にびまん性潮紅がみられる。
- ② 機械的刺激を受ける部位に弛緩性水疱とびらんを生じる。
(図左上)
- ③ 成長後には水疱は改善するが、暗紅色調の紅皮症状態は継続し、関節屈曲部を含めて全身性に顕著な角質増殖がみられ、特有の悪臭も生じる。
(図右上)

＜病理所見＞

顕著な過角化と表皮肥厚に加えて、顆粒細胞の空胞化と粗大なケラトヒアリン顆粒がみられ(顆粒変性)、表皮内水疱が形成される。
(図下)



14. 皮膚疾患

15

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

常染色体劣性遺伝性魚鱗癬（道化師様魚鱗癬を除く。）

概念・定義：

- ・ 潮紅、紅皮症を伴う重症の先天性魚鱗癬の1つであるが、水疱やびらんの形成は伴わない。この群は常染色体劣性遺伝の類似した臨床症状と遺伝子異常を有する疾患をまとめた概念であるため、すべてに共通の疾患特異的な所見はない。
- ・ 常染色体劣性遺伝性で、*ABCA12*、及び*TGM1*の遺伝子変異が多いが、その他*ALOXE3*、*ALOX12B*、*CYP4F22*、*NIPAL4*などの遺伝子変異も見られる。



14. 皮膚疾患

16

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

常染色体劣性遺伝性魚鱗癬（道化師様魚鱗癬を除く。）



診断の手引き

特有の臨床症状、常染色体劣性遺伝性形式と矛盾しない家族歴、他臓器症状を伴う魚鱗癬症候群を否定することにより診断する。

<臨床症状>

- ① 出生時にはコロジオン児。
- ② その後に全身が鱗屑で被われ、眼瞼外反や掌蹠過角化などの症状を伴う。
- ③ 本疾患では表皮バリア機能低下が根底にあり、感染症にかかりやすく、体温調節も困難である。



14. 皮膚疾患

17

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

道化師様魚鱗癬

概念・定義：

- 胎児の時から角層が非常に厚くなり、出生時には、すでに全身が厚い板状の角質に覆われている。皮膚の深い亀裂、眼瞼外反、口唇の突出・開口が特徴的な最重症型の魚鱗癬である。
- 耳介変形も顕著であり、皮膚の重篤なバリア機能の障害により水分・蛋白質の喪失、体温の調節異常や種々の感染症を伴う。
- 常染色体劣性遺伝性で、表皮細胞の脂質輸送を担っている $ABCA12$ 遺伝子の変異により発症する。常染色体劣性遺伝性魚鱗癬の場合と異なり、 $ABCA12$ の機能は完全に失われていることが多い。

14. 皮膚疾患

18

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

道化師様魚鱗癖

診断の手引き

臨床所見①～③をすべて満たし、他臓器に合併障害が認められない(呼吸不全は認められることあり)例を本症と診断する。

<臨床所見>

- ① 出生時から見られる全身の高度な角質増殖と板状の厚い鱗屑。乾燥とともに深い亀裂を伴う。
- ② 重篤な眼瞼外反
- ③ 重篤な口唇の突出開口



不許複製

14. 皮膚疾患

19

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

ネザートン (Netherton) 症候群

概念・定義 :

先天性魚鱗癖に毛髪の異常、アトピー性疾患の合併を特徴とする。常染色体劣性遺伝性で、セリンプロテアーゼ阻害蛋白(LEKTI)をコードするSPINK5遺伝子の変異により発症する。

診断の手引き :

LEKTI遺伝子変異の同定、または主要臨床症状①～③を満たすことで確定診断する。

<臨床症状>

- ① 先天性魚鱗癖(曲折線状魚鱗癖または魚鱗癖様紅皮症様の皮疹)
- ② 毛髪異常のため頭髪はまばらで短く、もろく、陷入性裂毛症(bamboo hair)がみられる。
- ③ アトピーボディ質(ときに好酸球增多、血清IgE値の上昇などがみられる。)



不許複製

不許複製

14. 皮膚疾患

20

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

シェーグレン・ラルソン（Sjögren-Larsson）症候群

概念・定義：

先天性魚鱗癖に、四肢の痙性麻痺、ならびに精神発達遅滞を合併する。
常染色体劣性遺伝性で、脂肪アルデハイド脱水素酵素遺伝子(*ALDH3A2*)の変異により発症する。

診断の手引き：

臨床所見の①から③を満たす例を本症と診断する。

＜臨床所見＞

- ① 先天性魚鱗癖様紅皮症、もしくは黒色表皮腫様の皮疹
- ② 四肢の痙性麻痺
- ③ 高度の精神遅滞

その他、眼科所見(眼底網膜の光輝性小斑点、視力障害)や歯牙の形成異常もみられる。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

細分類7. 2から6までに掲げるもののほか、先天性魚鱗癖

全身皮膚に様々な厚さの鱗屑、魚鱗癖を生じ、神経、眼症状や骨病変など様々な他臓器症状を伴うものであり、皮膚科的な治療に加え、合併する臓器症状に応じて小児科、眼科、整形外科、精神科などの専門領域での対応も必要となる。

KID症候群、Dorfman-Chanarin症候群、CHILD症候群、IFAP症候群などが知られている。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

表皮水疱症

- ・ 遺伝子異常により四肢末梢や大関節部などに生涯にわたり軽微な外力により水疱やびらんを生ずる。
- ・ 水疱の生じる深さにより単純型、接合部型、栄養障害型に大別される。単純型の水疱びらんは比較的速やかに治癒し、瘢痕形成せず、爪の変形なども残さない。接合部型は萎縮性瘢痕を残し、様々な合併症があることがあり、重篤なものが多い。栄養障害型は萎縮性・肥厚性瘢痕を形成し、爪の変形、関節拘縮、偽合指症、貧血、食道狭窄などを併発する可能性がある。



不許複製

生後20日、接合部型表皮水疱症（汎発重症型）

14. 皮膚疾患

23

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

表皮水疱症

病名診断（表皮水疱症であるかの診断）

(1) 主要事項

① 臨床的事項

- a. 軽微な機械的刺激により皮膚（ときに粘膜）に容易に水疱を生ずる。
 - b. 原則として乳幼児期に発症し、長年月にわたり症状が持続する。
 - c. 薬剤・感染・光線過敏・自己免疫・亜鉛欠乏・重症魚鱗癖・皮膚萎縮症による水疱症を除外できる。
- ② 病理学的事項：電顕検査または表皮基底膜部抗原局在検査により、水疱形成の初発位置は表皮内、接合部または真皮内のいずれかに一定している。

(2) 判定：① a. b. c. の全てを満たし、かつ②を満たすものを表皮水疱症と診断する。

病型診断(表皮水疱症のうちどの病型であるかの診断)

電顕検査または表皮基底膜部抗原局在検査により水疱初発位置を確定した結果、水疱初発位置が接合部の場合を接合部型と診断する。

遺伝子診断

接合部型では表皮・真皮接着に関与する蛋白であるラミニン332のサブユニットをコードするLAMA3, LAMB3, LAMC2遺伝子、17型コラーゲンをコードするCOL17A1遺伝子あるいはα6β4インテグリンをコードするINTA6, INTB4遺伝子に変異が検出される。変異の種類・遺伝子の種類により合併症や予後が異なる。



不許複製

生後20日、接合部型表皮水疱症（汎発重症型）

14. 皮膚疾患

24

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

表皮水疱症

旧制度では単純型表皮水疱症は助成対象外であったが、新制度では、表皮水疱症の診断がついた場合その病型にかかわらず、対象基準（常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要のある場合）にしたがって助成されるようになった。



不許複製

生後20日、接合部型表皮水疱症（汎発重症型）

14. 皮膚疾患

25

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

膿疱性乾癬（汎発型）

- 膿疱性乾癬（汎発型）は、急激な発熱とともに全身の皮膚が潮紅し、無菌性膿疱が多発する稀な疾患である。成人では尋常性乾癬からの移行が知られている。乾癬からの移行がない症例では小児、成人を問わず、IL36RN遺伝子異常が検出される¹⁾。
- 診断は臨床所見と皮膚生検を含む検査所見からなる4つの主要項目から確定する；①発熱あるいは全身倦怠感等の全身症状を伴う、②全身または広範囲の潮紅皮膚面に無菌性膿疱が多発し、ときに融合し膿海を形成する（小慢HP図1、図2）²⁾、③病理組織学的にKogoj海綿状膿疱を特徴とする好中球性角層下膿疱、最後に④ではエピソードが反復することを確認する。

1)Takeichi T, et al:J Dermatol 2017; 85: 58-60

2)図1、図2 のリンク先 https://www.shouman.jp/disease/details/14_04_009/

14. 皮膚疾患

26

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

色素性乾皮症

概要：

- 日光過敏症状のため、露出部皮膚の乾燥、色素沈着を呈し、皮膚がんを高率に発生する高発がん性遺伝疾患である。A～G群、V（バリエント）型の8つのサブグループに分けられる。
- 日本人全人口に対する発生頻度は2.2万人に1人、患者数は300～600人と推定される。日本では、約半数がA群、約1/4がV型である。
- A～G群、V型の全ての原因遺伝子が判明している。A～G群の遺伝子は、紫外線によって生じたDNA損傷を修復する過程に必要な蛋白を作り、V型の遺伝子は損傷を乗り越え複製に必要な蛋白を作る。色素性乾皮症では、これらの欠損により、傷をもった遺伝子が増えてしまうことにより、発がんに至ると考えられている。



左) 12歳女児：XP-V型。
色調不均一な露光部の色素斑
鼻尖部に基底細胞癌（BCC）。

右) 生後3ヶ月女児：XP-A群
散歩に出て帰宅後から著明な浮腫性の紅斑が生じ、
一部水疱を形成した。

14. 皮膚疾患

27

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

色素性乾皮症

主な症状：

- 原因遺伝子の違いにより、神経症状を伴うタイプと伴わないタイプ、光線過敏症状に重症型と軽症型がある。
- 本邦で最も多いA群では、乳児期より高度の日光過敏性があり、成長に伴い露光部皮膚の乾燥、雀卵斑様色素斑が目立ち、早い例では10歳頃から皮膚がんの発生がみられる。神経症状は、3歳頃から出現し、15歳ごろには高度の歩行障害、10代の終わりには誤嚥等が頻発する。聴力低下も5-6歳ごろから現れる。
- いずれのタイプも放置すると小児期から青年期に皮膚がんを発症する。軽症型であっても、成人期になってから診断された場合、診断時までの蓄積紫外線曝露量が許容量を超え、皮膚がんが好発する。発端者のきょうだい等に対する遺伝子診断は重要で、発症前診断により、その後の遮光による皮膚がん発症予防を進める意義は大きい。



左) 12歳女児：XP-V型。
色調不均一な露光部の色素斑
鼻尖部に基底細胞癌（BCC）。

右) 生後3ヶ月女児：XP-A群
散歩に出て帰宅後から著明な浮腫性の紅斑が生じ、
一部水疱を形成した。

14. 皮膚疾患

28

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

色素性乾皮症

診断方法（色素性乾皮症であるかの診断）

（1）主病変

1. 光線過敏症状（年齢に比して著明な露光部に限局した特徴的な色素斑、皮膚萎縮、毛細血管拡張など）

2. 生後早期の日光曝露後の高度の日焼け

3. 露光部の皮膚がん（基底細胞癌、有棘細胞癌、悪性黒色腫など）

（2）皮膚外病変、検査所見

4. 精神運動発達遅延

5. 感音性難聴

6. 末梢神経障害（深部腱反射の低下、末梢神経伝導速度での軸索障害）

7. 患者細胞での紫外線照射後のDNA損傷の修復能の低下

8. 患者細胞での紫外線致死高感受性、または、カフェイン存在下での感受性増強。

9. 聴性脳幹反応でのI・II波の異常

診断基準：下記の条件①②のどちらかを満たすこと

主症状1-3のいずれかを伴うときに、

① 遺伝子診断（保険収載）にて病的変異が検出される

② 遺伝子診断で未確定または未施行であれば、5-9のいずれかを満たす場合。



不許複製



不許複製

左) 12歳女児：XP-V型。
色調不均一な露光部の色素斑
鼻尖部に基底細胞癌（BCC）。

右) 生後3ヶ月女児：XP-A群
散歩に出て帰宅後から著明な浮腫性の紅斑が生じ、
一部水疱を形成した。

14. 皮膚疾患

29

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

レックリングハウゼン病（神経線維腫症Ⅰ型）



不許複製

疾病の状態の程度における「顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合」の「多数の」とは、乳幼児で250個、未就学児で500個、12歳以上で700個程度の多数の神経線維腫を認める場合を指し、「大きな」とは、腫瘍切除を全身麻酔下で行う程度を指し、「高度の骨病変」とは、歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎のCobb角20度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢長管骨の彎曲、病的骨折、偽関節がある場合を指す。

14. 皮膚疾患

30

15 骨系統疾患

15.骨系統疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「疾病の状態の程度」について
 - 表 1 対象疾病一覧
 - 表 2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 対象疾病の並びについて
4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意

15.骨系統疾患

2

1. 疾患群の概要

平成30年度に新設された疾患群である。

本疾患群には胸郭不全症候群と、骨系統疾患が含まれる。

胸郭不全症候群は、胸郭の成長障害とそれに伴う形態異常により肺の成長が障害され、呼吸機能障害を生じる疾患群の総称である。

骨系統疾患とは、骨や軟骨などの呼格を形成する組織の成長・発達・変化の障害により骨格の異常を生じる疾患の総称である。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

骨系統疾患には、計7種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、これら7種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

15.骨系統疾患

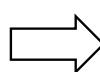
5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓单球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性单球性白血病
白血病	76	若年性骨髓单球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急性リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓单球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	前駆B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	成熟B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	T細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	成熟を伴ない急性骨髓性白血病
1	白血病	成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	急性前骨髓球性白血病
1	白血病	急性骨髓单球性白血病
1	白血病	急性赤白血病
1	白血病	急性巨核芽球性白血病
1	白血病	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	慢性骨髓性白血病
1	白血病	慢性骨髓单球性白血病
1	白血病	若年性骨髓单球性白血病
1	白血病	1から15までに掲げるもののほか、白血病

15.骨系統疾患

6

表1 対象疾患一覧（骨系統疾患）

9対象疾患			疾病の状態の程度	対象疾患			疾病の状態の程度
大分類		細分類		大分類		細分類	
2 骨系統疾患	1 胸郭不全症候群	1 胸郭不全症候群	骨A	2 骨系統疾患	10 点状軟骨異形成症（ペレオキシゾーム病を除く。）	骨E	
		2 軟骨無形成症	骨B		11 偽性軟骨無形成症	骨D	
		3 軟骨低形成症	骨B		12 ラーセン症候群	骨D	
		4 骨形成不全症	骨C		13 進行性骨化性線維異形成症	全	
		5 低ホスファターゼ症	全		14 T R P V 4 異常症	骨D	
		6 大理石骨病	全		15 骨硬化性疾患	骨F	
		7 多発性軟骨性外骨腫症	骨D		16 ビールズ症候群	骨D	
		8 内軟骨腫症	骨D				
		9 2型コラーゲン異常症関連疾患	骨D				

15.骨系統疾患

7

表2 疾病の状態の程度と対象基準（骨系統疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれかに該当する場合 ア 脊柱変形に対する治療が必要な場合 イ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻工アウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合 ウ 中心静脈栄養又は経管栄養を行う場合 エ 脊髄障害による排尿排便障害がみられる場合	同左	骨A
次のいずれかに該当する場合 ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、第五表の備考に定める基準を満たすものに限る。 イ 外科的治療を行う場合 ウ 脊柱変形に対する治療が必要な場合 エ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻工アウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合	同左	骨B
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法又は外科的治療を行う場合	同左	骨C

15.骨系統疾患

8

表2 疾病の状態の程度と対象基準（骨系統疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合 イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）又は酸素療法を行う場合	同左	骨D
次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合 イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）又は酸素療法を行う場合 エ 血液凝固異常に対する治療を行う場合	同左	骨E
脳神経障害、骨髓炎若しくは骨折の症状が続く場合又は治療が必要な場合	同左	骨F
疾病名に該当する場合	同左	全

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

診断について

- 多くの疾病では、症状と検査所見を組み合わせて診断が行われる。
医療意見書の記載に当たっては、「診断の手引き」を参照し、
関連した症状・検査所見の確認が必要である。

申請について

- 指定難病の対象となっている疾病が複数存在する。
患者が成人になるまでの間、小児慢性特定疾病と指定難病のいずれを申請するかは、
慎重に吟味すべきである。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

骨系統疾患

骨系統疾患の「疾病の状態の程度」における「重度の四肢変形」とは、次の①又は②の状態を指す。

- ① FTA (femorotibial angle) が190度以上、または160度以下の下肢変形
- ② 20度以上の関節可動域制限

「脊柱側弯」とは、Cobb角20度以上の脊柱側弯を指し、「脊髓麻痺」には、脊柱管狭窄、環軸椎不安定によるものを含む。

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

成長ホルモン治療について

小児慢性特定疾病対策により
成長ホルモン治療に対する
医療費助成がある疾病

下垂体機能低下症

成長ホルモン分泌不全性低身長症

ターナー症候群

プラダー・ウィリ症候群

ヌーナン症候群

軟骨異常養成症（軟骨無形成・軟骨低形成）

腎機能低下による低身長

- GH治療に対する当該事業の医療費助成制度を新規に申請する場合は、他の施策を利用してすでに治療が開始されている症例に対しても、当該制度の開始基準が適用される。初回治療から当該制度を利用することが望ましい。
- 継続申請の初年度に際しては、意見書作成時の治療期間が6か月未満の場合は「年間成長速度」が正確に判定できないため、継続基準を満たしていない場合も、医療費助成の継続を承認して差し支えない。

※ 成長ホルモン治療に関する詳細は、別講座「**成長ホルモン治療**」等を参照すること

16 脈管系疾患

16.脈管系疾患

1

目次

- 1. 疾患群の概要**
- 2. 「疾病の状態の程度」について**
表 1 対象疾病一覧
表 2 疾病の状態の程度と対象基準
- 3. 対象疾病の並びについて**
- 4. 代表的な疾病と疾病の状態の程度および申請時の注意**

16.脈管系疾患

2

1. 疾患群の概要

平成30年度に新設された疾患群である。

血管やリンパ管の形成異常・機能異常を呈する疾病が含まれる。

国際的な疾患分類であるThe International Society for the Study of Vascular Anomalies (ISSVA)分類に基づいて、各疾患を定義・分類している。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度

対象となる疾病名（対象疾病）と対象となる範囲（疾病の状態の程度）が、厚生労働省告示で定められている。

対象疾病であり、かつ「疾病の状態の程度」に該当する場合に、小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象となる。

脈管系疾患には、2種類の「疾病の状態の程度」がある。

対象疾病ごとに、2種類の「疾病の状態の程度」うちのいずれかが指定されている（表1）。

2. 疾病の状態の程度について

疾病の状態の程度と対象基準

一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈が示されている場合がある。認定審査は、「疾病の状態の程度」及びこの通知解釈文に基づいて行われる。

本スライドでは、「疾病の状態の程度」に「運用解釈」を反映させたものを「対象基準」として示している（表2）。

16.脈管系疾患

5

3. 対象疾病の並びについて

厚生労働省告示における疾病の並びは、類似する対象疾病ごとに「区分」が設けられており、告示における疾病は、区分および疾病名が五十音順に並んでいる。小児慢性特定疾病情報センターでは、区分=大分類、疾病名=細分類と呼びかえ、臨床上の利便性に配慮した並びとしている。

大分類に含まれるが、疾病名が明示されていない疾病については、「○から○〇に掲げるもののほか、□□」等の表記となっている包括的病名を選択する。

厚生労働省告示		
区分	告示番号	疾 病 名
白血病	70	急性巨核芽球性白血病
白血病	71	急性骨髓性白血病、最未分化
白血病	72	急性骨髓単球性白血病
白血病	73	急性赤白血病
白血病	74	急性前骨髓球性白血病
白血病	75	急性単球性白血病
白血病	76	若年性骨髓単球性白血病
白血病	77	成熟B細胞急性リンパ性白血病
白血病	78	成熟を伴う急性骨髓性白血病
白血病	79	成熟を伴わない急性骨髓性白血病
白血病	80	前駆B細胞急姓リンパ性白血病
白血病	81	T細胞急性リンパ性白血病
白血病	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
白血病	83	慢性骨髓性白血病
白血病	84	慢性骨髓単球性白血病
白血病	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病



小児慢性特定疾病情報センター 疾患一覧		
	大分類	細分類
1	白血病	1 前駆B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	2 成熟B細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	3 T細胞急性リンパ性白血病
1	白血病	4 急性骨髓性白血病、最未分化
1	白血病	5 成熟を伴わない急性骨髓性白血病
1	白血病	6 成熟を伴う急性骨髓性白血病
1	白血病	7 急性前骨髓球性白血病
1	白血病	8 急性骨髓単球性白血病
1	白血病	9 急性単球性白血病
1	白血病	10 急性赤白血病
1	白血病	11 急性巨核芽球性白血病
1	白血病	12 NK（ナチュラルキラー）細胞白血病
1	白血病	13 慢性骨髓性白血病
1	白血病	14 慢性骨髓単球性白血病
1	白血病	15 若年性骨髓単球性白血病
1	白血病	16 1から15までに掲げるもののほか、白血病

16.脈管系疾患

6

表1 対象疾病一覧（脈管系疾患）

対象疾病		疾病の状態の程度
大分類	細分類	
1 脈管奇形	1 青色ゴムまり様母斑症候群	脈A
	2 巨大静脈奇形	脈A
	3 巨大動静脈奇形	脈A
	4 クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	脈A
	5 原発性リンパ浮腫	脈A
	6 リンパ管腫	脈B
	7 リンパ管腫症	脈B
2 遺伝性出血性末梢血管拡張症（注1）	8 遺伝性出血性末梢血管拡張症	脈A
3 カサバッハ・メリット症候群（注2）	9 カサバッハ・メリット現象（症候群）	脈A

（注1）血液疾患群に整理されていた「遺伝性出血性末梢血管拡張症」は、令和元年7月より「脈管系疾患群」へ移行しました。
疾病の状態の程度に変更があります。

（注2）血液疾患群に整理されていた「カサバッハ・メリット症候群」は、疾病名「カサバッハ・メリット現象（症候群）」と変更され、
令和元年7月より「脈管系疾患群」へ移行しました。
疾病の状態の程度に変更があります。

表2 疾病の状態の程度と対象基準（脈管系疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合	同左	脈A
治療が必要な場合	同左	脈B

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

青色ゴムまり様母斑症候群

- 全身の皮膚および消化管を中心とした内臓に生じる静脈奇形によって、消化管出血や貧血が起こる。ときに重篤な出血性合併症を起こすこともある。
- 大量出血時は輸血、消化管病変は内視鏡的硬化術やレーザー凝固術、外科切除などが試みられるが根治的治療はない。
- 全身の皮膚および消化管を中心とした多臓器に静脈奇形が認められ、これらに起因する出血、貧血、局所性血管内凝固異常、疼痛などを呈し得る症例で、定期的な通院や医療的介入を要する症例を助成対象とする。

16.脈管系疾患

9

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

巨大静脈奇形

- 頭頸部、四肢、体幹などに、単発または複数臓器にびまん性に分布する病変。
- 先天性病変であるが、小児期に症状が初発することも稀でなく、加齢、妊娠、外傷などの要因により進行し、巨大なものでは血液凝固異常や心不全に至る。
- 外科手術や硬化療法などを行うが、しばしば根治困難で、切除によって重要機能の喪失や致死的大量出血につながることもある。対症療法も含めて生涯にわたる長期療養を必要とする。
- 巨大静脈奇形は治療が困難な場合があるため、積極的な治療を行っていなくとも、疼痛、腫脹、機能障害、出血、感染、血液凝固異常、心不全などの症状を呈する場合は助成対象となる。

16.脈管系疾患

10

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

巨大動脈奇形

- 病変内に動脈短絡(シャント)を有し、拡張・蛇行した異常血管の増生を伴う。
成長とともに増大、増悪し、疼痛、潰瘍、感染、機能障害などを起こす。
- 先天性と考えられているが、乳幼児期にはほぼ無症候で、学童期以降に気付かれることも少なくない。
- 外科手術や血管内治療などを行うが、しばしば根治困難で、生涯にわたる医学的管理を必要とする。
- Shobinger分類の II期以降の巨大動脈奇形で、病変の増大傾向、疼痛、腫脹、潰瘍、出血、感染、運動機能障害、骨格発達障害、心不全などの症状を有する場合を助成対象とする。

16.脈管系疾患

11

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群

- 四肢のうち一肢又はそれ以上のほぼ全体にわたる混合型脈管奇形に、片側肥大症を伴う。強い疼痛、潰瘍、感染、出血など様々な症状を呈する。
- 乳児期には無症状で、成長に伴い症候化する場合がある。
- 様々な治療を行うが、根治的治療法は無く、生涯にわたる継続的管理を要する。
- 本疾病的治療とケアにより保護者の社会活動が制限され、本人と保護者の生活の質が損なわれる場合、出血・感染・蜂窩織炎に対して数回／年の医療処置が必要で日常生活が制限される場合、輸血を要する慢性貧血、出血死、敗血症などの重度感染症を合併するリスクがある場合を助成対象とする。

16.脈管系疾患

12

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

原発性リンパ浮腫

- リンパ管の先天的低形成・無形成や機能不全により、四肢、特に下肢を中心にリンパうっ滯（浮腫）を発症し慢性的に経過する疾患である。発症時期は様々で、乳児期発症例から成人期以降の発症例まである。
- 特に誘因なく四肢、特に下肢に慢性の浮腫を認め、経過とともに進行し、蜂窩織炎、色素沈着、皮膚の乾燥、皮膚血流障害、皮膚潰瘍、リンパ漏、白癬症等の皮膚感染症、硬化、象皮症、関節拘縮による機能障害等を発症する。
- 悪性腫瘍術後などの二次性リンパ浮腫や皮下脂肪内のリンパ管奇形との鑑別が重要である。
- 本疾病による症状を認める場合、または浮腫に対する内科的治療や理学療法、慢性浮腫により二次性に発症する感染・皮膚病変などに対し治療を必要とする場合を助成対象とする。

16.脈管系疾患

13

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

リンパ管腫（リンパ管奇形）

- 主に小児（多くは先天性）に発生する大小のリンパ嚢胞を主体とした腫瘍性病変で全身のどこにでも発生しうる。
- 内部に感染や出血を起こすことや、頭頸部や縦隔に発生したリンパ管腫では気道圧迫による呼吸困難を合併することがある。
- 疾病の状態の程度「治療が必要な場合」とは、リンパ嚢胞を含む腫瘍による圧迫症状や、内部の出血、感染、外観上の問題に対し、治療が必要な場合を指す。
- 病変部位や大きさによっては、待機的手術を行うこともあるため、このような症状に対し手術を待機している場合や対症療法などの治療を必要とする場合にも助成対象とする。

16.脈管系疾患

14

4. 代表的な疾病の申請時の注意点

リンパ管腫症（ゴーハム病を含む）

- 拡張したリンパ管による浸潤性病変を主体とし、溶骨性変化や多臓器での発生、乳糜胸水・腹水などの多彩な臨床症状を呈する。
- 根治的な治療法はなく、多くの場合は対症療法となる。病変が局所の場合は、外科的治療が主となるが、ほとんどが全身性、びまん性であり、放射線治療や薬物療法などが必要となる。
- 疾病による何らかの症状のある場合、および、こうした症状に対し、手術や対症療法などの治療を必要とする場合に助成対象とする。
- 骨溶解が主体のゴーハム病もリンパ管腫症と類似した症状を呈する類縁疾患であるため、診断基準を満たせば、助成対象とする。

17 成長ホルモン治療

17.成長ホルモン治療

1

目次

- 1. 成長ホルモン治療に対する医療費助成**
- 2. 医療費助成の対象疾病と保険適用疾病との違い**
- 3. 認定基準（I 開始基準、II 繼続基準、III 終了基準）**

別表1 身長基準表（標準身長の-2.5 SD値）

別表2 身長基準表（標準身長の-2.0 SD値）

別表3 成長速度基準表（標準身長の-1.5 SD値）

別表4 身長基準表（標準身長の-3.0 SD値）

別表5 年齢・性別ごとの血清Cr中央値および腎機能低下基準値

- 4. 申請時の注意点**

17.成長ホルモン治療

2

1. 成長ホルモン治療に対する医療費助成

小児慢性特定疾患は16の疾患群で構成されているが、

このうち、**悪性新生物、慢性腎疾患、内分泌疾患、骨系統疾患**の4つの疾患群において、

それぞれの対象疾患に定められた疾患の状態の程度を満たし、かつ、後述する成長ホルモン治療基準を満たす場合に、成長ホルモン治療に対する医療費助成を受けることができる。

申請にあたっては、各疾患群の**対象疾患に対する医療意見書**に加えて、
「成長ホルモン治療用意見書」が必要となる。

17.成長ホルモン治療

3

2. 医療費助成の対象疾患と保険適用疾患との違い

小児慢性特定疾患対策により 成長ホルモン治療に対する 医療費助成がある疾患	保険適用となる疾患 (骨端線閉鎖を伴わない疾患)
下垂体機能低下症	成長ホルモン分泌不全性低身長症
成長ホルモン分泌不全性低身長症	ターナー症候群
ターナー症候群	ターナー症候群
プラダーウィリ症候群	プラダーウィリ症候群
ヌーナン症候群(2018.4~)	ヌーナン症候群(2017.11.30承認)
軟骨異常症(軟骨無形成・軟骨低形成)	軟骨異常症(軟骨無形成・軟骨低形成)
腎機能低下による低身長	慢性腎不全
	S G A 性低身長症

※ S G A 性低身長症は小児慢性特定疾患の対象ではないことに注意

17.成長ホルモン治療

4

3. 認定基準（開始基準）

以下の基準を満たす場合に小児慢性特定疾患における成長ホルモン治療の助成対象となる。

I 開始基準

新たに治療を開始する場合には次の要件を満たすこと。なお、負荷試験の結果は申請日より遡って**2年以内に実施したもののみ有効**とする。

17.成長ホルモン治療

5

3. 認定基準（開始基準）

成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）

次の①から③のいずれも満たす場合を対象とする。

ただし乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、③を満たしていれば足りること。

- ① 現在の身長が、**別表1（標準身長の-2.5 SD）**に掲げる値以下であること
- ② IGF-1（リマジンC）値が、200 ng/mL未満（5歳未満の場合は150 ng/mL未満）であること
- ③ 乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、1種以上、
その他の場合は、**2種以上の成長ホルモン分泌刺激試験**（空腹時で行われた場合に限る）の
試験前の測定値を含む**全ての結果**で、成長ホルモンの最高値が**GHRP-2負荷では16ng/mL以下、
それ以外の負荷では6 ng/mL**（リコンビナントGHを標準品としているGH測定法※）以下であること

17.成長ホルモン治療

6

3. 認定基準（開始基準）

後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）

1種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹時で行われた場合に限る）の試験前の測定値を含む全ての結果で、成長ホルモンの最高値が**GHRP-2負荷では16ng/mL以下、それ以外の負荷では6ng/mL**（リコンビナントGHを標準品としているGH測定法※）以下であることを条件とし、次の①または②のいずれかに該当すること。

- ① 現在の身長が、**別表2（標準身長の-2.0 SD）**に掲げる値以下であること
- ② 年間の成長速度が、**2年以上にわたるか否かを問わず**、**別表3（標準成長速度の-1.5 SD）**に掲げる値以下であること

3. 認定基準（開始基準）

疾病名	小児慢性特定疾病	研究班手引き（保険適用基準）
成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の身長が -2.5 SD以下・ かつ2種類以上のGH分泌刺激試験で低反応・ かつIGF-1が基準未満	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の身長が -2.0 SD以下・ かつ2種類以上のGH分泌刺激試験で低反応
下垂体機能低下症（先天性、後天性）	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の身長が -2.0 SD以下または成長速度が -1.5 SD以下・ かつ1種類以上のGH分泌刺激試験で低反応	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の身長が -2.0 SD以下または成長速度が -1.5 SD以下・ かつ1種類以上のGH分泌刺激試験で低反応
成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none">・ 1種類以上のGH分泌刺激試験で低反応	<ul style="list-style-type: none">・ 1種類以上のGH分泌刺激試験で低反応
症候性低血糖がある場合*		

- ・ 小慢では症候性低血糖がある場合の記述は、「成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）」、「下垂体機能低下症（先天性、後天性）」の場合に内包されている。

3. 認定基準（開始基準）

ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、ヌーナン症候群

ターナー症候群およびプラダー・ウィリ症候群は、次の①または②のいずれかに該当すること。
ヌーナン症候群は、次の①に該当すること。

プラダー・ウィリ症候群では過度の肥満の場合、有害事象発生のリスクが高くなることから、
肥満度90%未満の場合のみホルモン治療の適応となる。

- ① 現在の身長が、別表2（標準身長の-2.0 SD）に掲げる値以下であること
- ② 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表3（標準成長速度の-1.5 SD）に掲げる値
以下であること

17.成長ホルモン治療

9

3. 認定基準（開始基準）

軟骨異常症（軟骨無形成・軟骨低形成）

現在の身長が、別表4（標準身長の-3.0 SD）に掲げる値以下であること。

腎機能低下による低身長

おむね3か月以上、腎機能の低下（血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表5）の1.5倍以上が持続）がみられる場合でかつ、現在の身長が、別表1（標準身長の-2.5 SD）に掲げる値以下であること。

17.成長ホルモン治療

10

3. 認定基準（開始基準）

成長ホルモン測定値の補正

下記の測定キットを使用している場合は、補正式により算出した補正值を用いて申請を行うこと。

補正式

$$y = 1.4x$$

y ：判定に用いる値

x ：測定値

補正が必要な測定キット：

ベックマン・コールター CLEIA (アクセスhGH)

※ 上記以外の測定キットについては補正是不要。

3. 認定基準（継続基準）

II 継続基準

次のいずれかに該当すること。

成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）、
下垂体機能低下症、
成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）

① 初年度は年間成長速度が 6.0 cm／年以上、または、

治療中 1 年間の成長速度と治療前 1 年間の成長速度との差が 2.0 cm／年以上であること

② 治療 2 年目以降は、年間成長速度が 3.0 cm／年以上であること

3. 認定基準（継続基準）

ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、ヌーナン症候群
軟骨異栄養症、腎機能低下による低身長

- ① 初年度は年間成長速度が 4.0 cm／年以上、または、
治療中 1 年間の成長速度と治療前 1 年間の成長速度との差が 1.0 cm／年以上であること
- ② 治療2年目は、年間成長速度が 2.0 cm／年以上であること
- ③ 治療3年目以降は、年間成長速度が 1.0 cm／年以上であること

3. 認定基準（終了基準）

III 終了基準

男子 156.4cm、女子145.4cm に達したこと。

別表1 成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因を除く）および下垂体機能低下症、腎機能低下による低身長のための身長基準表

(標準身長の -2.5 SD 値)

年齢	性別	各年齢に達してからの月数											(単位 : cm)	
		0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
0歳	男子	43.6	48.0	52.3	55.7	58.5	60.4	61.9	63.2	64.4	65.5	66.5	67.6	
	女子	43.2	47.3	51.3	54.5	57.1	59.0	60.5	61.7	62.9	64.0	65.1	66.1	
1歳	男子	68.5	69.5	70.3	71.1	71.9	72.7	73.5	74.3	75.1	75.8	76.6	77.2	
	女子	67.1	68.1	69.0	70.0	70.8	71.7	72.5	73.4	74.2	74.9	75.6	76.3	
2歳	男子	77.9	78.5	79.2	79.8	80.4	80.9	81.5	82.0	82.6	83.1	83.6	84.2	
	女子	77.0	77.6	78.2	78.8	79.4	79.9	80.5	81.0	81.6	82.1	82.7	83.3	
3歳	男子	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.2	87.7	88.2	88.7	89.1	89.6	90.1	
	女子	83.8	84.3	84.9	85.4	85.9	86.5	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5	
4歳	男子	90.5	91.0	91.4	91.9	92.3	92.8	93.2	93.7	94.1	94.6	95.0	95.5	
	女子	90.0	90.5	90.9	91.4	91.9	92.4	92.8	93.3	93.7	94.2	94.7	95.2	
5歳	男子	95.9	96.3	96.8	97.3	97.7	98.2	98.6	99.1	99.5	100.0	100.4	100.9	
	女子	95.6	96.1	96.6	97.0	97.5	97.9	98.4	98.9	99.3	99.8	100.2	100.7	
6歳	男子	101.4	101.9	102.4	102.8	103.3	103.8	104.3	104.7	105.2	105.6	106.1	106.5	
	女子	101.1	101.6	102.0	102.5	102.8	103.2	103.6	104.1	104.5	104.9	105.4	105.8	
7歳	男子	107.0	107.4	107.9	108.3	108.8	109.2	109.7	110.1	110.5	110.9	111.3	111.7	
	女子	106.3	106.7	107.1	107.6	108.0	108.4	108.9	109.3	109.7	110.1	110.4	110.8	
8歳	男子	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7	114.1	114.5	114.9	115.3	115.7	116.1	116.5	
	女子	111.2	111.6	112.0	112.4	112.8	113.2	113.6	114.0	114.3	114.7	115.1	115.5	
9歳	男子	116.9	117.3	117.7	118.1	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.4	120.8	121.1	
	女子	115.8	116.2	116.6	117.0	117.3	117.7	118.1	118.5	119.0	119.4	119.8	120.3	
10歳	男子	121.5	121.9	122.3	122.6	123.0	123.4	123.8	124.1	124.4	124.7	125.0	125.3	
	女子	120.7	121.1	121.6	122.0	122.5	122.9	123.3	123.9	124.5	125.1	125.7	126.3	
11歳	男子	125.6	125.9	126.2	126.5	126.8	127.1	127.5	127.9	128.3	128.8	129.2	129.7	
	女子	126.9	127.5	128.1	128.7	129.2	129.8	130.4	131.0	131.6	132.1	132.7	133.3	
12歳	男子	130.1	130.5	131.0	131.4	131.9	132.3	132.8	133.4	134.1	134.8	135.4	136.1	
	女子	133.9	134.4	135.0	135.6	136.1	136.7	137.3	137.6	138.0	138.4	138.7	139.1	
13歳	男子	136.8	137.4	138.1	138.8	139.4	140.1	140.8	141.5	142.2	142.9	143.6	144.3	
	女子	139.4	139.8	140.2	140.5	140.9	141.2	141.6	141.8	141.9	142.1	142.3	142.4	
14歳	男子	145.0	145.7	146.4	147.2	147.9	148.6	149.3	149.7	150.0	150.4	150.8	151.2	
	女子	142.6	142.7	142.9	143.1	143.2	143.4	143.6	143.6	143.7	143.7	143.8	143.8	
15歳	男子	151.6	152.0	152.3	152.7	153.1	153.5	153.9	154.0	154.2	154.3	154.5	154.6	
	女子	143.9	144.0	144.0	144.1	144.1	144.2	144.3	144.3	144.3	144.3	144.4	144.4	
16歳	男子	154.8	154.9	155.0	155.2	155.3	155.5	155.6	155.7	155.7	155.8	155.8	155.9	
	女子	144.4	144.5	144.5	144.5	144.6	144.6	144.6	144.7	144.7	144.7	144.7	144.8	
17歳	男子	155.9	156.0	156.0	156.1	156.1	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	
	女子	144.8	144.8	144.9	144.9	144.9	144.9	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0	

別表2 成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因による）、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群またはヌーナン症候群による低身長のための身長基準表

年齢	性別	各年齢に達してからの月数										(標準身長の -2.0 SD 値)	
		0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	男子	44.7	49.1	53.4	56.9	59.6	61.6	63.1	64.4	65.6	66.7	67.8	68.8
	女子	44.2	48.4	52.4	55.6	58.2	60.1	61.6	62.9	64.1	65.2	66.3	67.4
1歳	男子	69.8	70.8	71.6	72.5	73.3	74.1	74.9	75.7	76.5	77.3	78.0	78.7
	女子	68.4	69.4	70.3	71.3	72.2	73.0	73.9	74.7	75.6	76.3	77.1	77.7
2歳	男子	79.4	80.1	80.7	81.3	81.9	82.5	83.1	83.7	84.2	84.8	85.3	85.9
	女子	78.4	79.1	79.7	80.3	80.9	81.5	82.1	82.6	83.2	83.8	84.3	84.9
3歳	男子	86.4	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
	女子	85.5	86.0	86.6	87.1	87.7	88.2	88.8	89.3	89.8	90.3	90.9	91.4
4歳	男子	92.5	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.2	96.7	97.1	97.6
	女子	91.9	92.4	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.3	96.8	97.2
5歳	男子	98.1	98.5	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.4	101.8	102.3	102.8	103.3
	女子	97.7	98.2	98.7	99.2	99.7	100.1	100.6	101.1	101.6	102.0	102.5	103.0
6歳	男子	103.8	104.3	104.8	105.3	105.8	106.3	106.8	107.2	107.7	108.1	108.6	109.0
	女子	103.4	103.9	104.4	104.8	105.2	105.6	106.1	106.5	107.0	107.4	107.9	108.3
7歳	男子	109.5	110.0	110.4	110.9	111.3	111.8	112.2	112.6	113.1	113.5	113.9	114.3
	女子	108.8	109.2	109.6	110.1	110.5	111.0	111.4	111.9	112.3	112.7	113.1	113.5
8歳	男子	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4	118.8	119.3
	女子	113.9	114.3	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4
9歳	男子	119.7	120.1	120.5	120.9	121.3	121.7	122.1	122.5	122.9	123.3	123.7	124.1
	女子	118.8	119.2	119.6	120.0	120.4	120.8	121.2	121.6	122.1	122.6	123.0	123.5
10歳	男子	124.5	124.9	125.3	125.7	126.1	126.4	126.8	127.2	127.5	127.9	128.2	128.6
	女子	123.9	124.4	124.9	125.3	125.8	126.3	126.7	127.3	127.9	128.5	129.1	129.7
11歳	男子	128.9	129.3	129.6	130.0	130.3	130.7	131.0	131.5	132.0	132.5	132.9	133.4
	女子	130.2	130.8	131.4	132.0	132.6	133.2	133.8	134.3	134.8	135.4	135.9	136.5
12歳	男子	133.9	134.4	134.9	135.3	135.8	136.3	136.8	137.4	138.1	138.7	139.4	140.0
	女子	137.0	137.5	138.1	138.6	139.2	139.7	140.2	140.6	140.9	141.3	141.6	141.9
13歳	男子	140.7	141.4	142.0	142.7	143.3	144.0	144.6	145.3	145.9	146.6	147.3	147.9
	女子	142.3	142.6	142.9	143.3	143.6	144.0	144.3	144.5	144.6	144.8	144.9	145.1
14歳	男子	148.6	149.2	149.9	150.5	151.2	151.9	152.5	152.9	153.2	153.6	154.0	154.3
	女子	145.3	145.4	145.6	145.7	145.9	146.0	146.2	146.3	146.3	146.4	146.4	146.5
15歳	男子	154.7	155.0	155.4	155.7	156.1	156.5	156.8	157.0	157.1	157.2	157.4	157.5
	女子	146.5	146.6	146.6	146.7	146.8	146.8	146.9	146.9	146.9	147.0	147.0	147.0
16歳	男子	157.7	157.8	158.0	158.1	158.2	158.4	158.5	158.6	158.6	158.7	158.7	158.8
	女子	147.1	147.1	147.1	147.1	147.2	147.2	147.2	147.3	147.3	147.3	147.4	147.4
17歳	男子	158.8	158.9	158.9	159.0	159.0	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1	159.1
	女子	147.4	147.5	147.5	147.5	147.5	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6	147.6

別表3 成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因による）、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群による低身長のための成長速度基準表

(標準成長速度の -1.5 SD 値)

年齢	性別	各年齢に達してからの月数											(単位：cm)	
		0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
1歳	男子	11.6	11.1	10.5	9.9	9.6	9.3	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.8	
	女子	11.3	10.8	10.4	9.9	9.6	9.2	8.8	8.6	8.3	8.1	7.9	7.7	
2歳	男子	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.5	
	女子	7.5	7.5	7.3	7.2	7.1	6.9	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	
3歳	男子	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8	
	女子	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8	
4歳	男子	5.8	5.7	5.7	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2	
	女子	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	5.4	
5歳	男子	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6	
	女子	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1	5.2	
6歳	男子	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6	
	女子	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6	
7歳	男子	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	
	女子	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	
8歳	男子	4.4	4.4	4.3	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.1	
	女子	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.2	
9歳	男子	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	女子	4.2	4.2	4.2	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	5.0	
10歳	男子	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.1	
	女子	5.2	5.2	5.4	5.5	5.7	5.8	6.0	6.1	6.2	6.4	6.4	6.6	
11歳	男子	4.1	4.1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.7	4.8	5.0	5.1	5.3	
	女子	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.2	6.1	5.9	5.6	5.5	5.2	4.8	
12歳	男子	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3	6.6	6.9	7.1	7.2	7.4	7.5	7.7	
	女子	4.5	4.2	4.0	3.6	3.3	3.1	2.9	2.7	2.4	2.2	2.0	1.9	
13歳	男子	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1	7.0	6.9	6.6	6.4	6.1	5.7	5.3	
	女子	1.7	1.6	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	
14歳	男子	5.0	4.7	4.4	4.1	3.8	3.6	3.3	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5	
	女子	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	
15歳	男子	2.3	2.1	2.0	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	0.9	
	女子	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
16歳	男子	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	
	女子	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
17歳	男子	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	女子	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

別表4 軟骨無形成症または軟骨低形成症による低身長のための身長基準表

(標準身長の -3.0 SD 値)

年齢	性別	各年齢に達してからの月数										(単位 : cm)	
		0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	男子	42.5	47.0	51.2	54.6	57.3	59.2	60.8	62.0	63.2	64.3	65.3	66.3
	女子	42.2	46.3	50.2	53.4	56.0	57.8	59.4	60.6	61.8	62.8	63.9	64.9
1歳	男子	67.2	68.1	69.0	69.8	70.6	71.4	72.1	72.9	73.7	74.4	75.1	75.7
	女子	65.9	66.8	67.7	68.7	69.5	70.3	71.2	72.0	72.8	73.5	74.2	74.8
2歳	男子	76.4	77.0	77.6	78.2	78.8	79.3	79.9	80.4	80.9	81.4	82.0	82.5
	女子	75.5	76.1	76.7	77.3	77.8	78.4	78.9	79.4	80.0	80.5	81.1	81.6
3歳	男子	83.0	83.5	84.0	84.5	84.9	85.4	85.9	86.3	86.8	87.3	87.7	88.1
	女子	82.1	82.6	83.2	83.7	84.2	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.1	87.6
4歳	男子	88.6	89.0	89.4	89.9	90.3	90.7	91.2	91.6	92.0	92.5	92.9	93.3
	女子	88.1	88.5	89.0	89.5	89.9	90.4	90.8	91.3	91.7	92.1	92.6	93.1
5歳	男子	93.7	94.2	94.6	95.0	95.5	95.9	96.3	96.8	97.2	97.7	98.1	98.6
	女子	93.5	94.0	94.4	94.9	95.3	95.7	96.2	96.6	97.1	97.5	97.9	98.4
6歳	男子	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.3	101.8	102.3	102.7	103.1	103.6	104.0
	女子	98.8	99.2	99.6	100.1	100.5	100.8	101.2	101.6	102.0	102.5	102.9	103.3
7歳	男子	104.5	104.9	105.3	105.8	106.2	106.6	107.1	107.5	107.9	108.2	108.6	109.0
	女子	103.8	104.2	104.6	105.0	105.5	105.9	106.3	106.7	107.1	107.4	107.8	108.2
8歳	男子	109.4	109.8	110.2	110.6	111.0	111.4	111.8	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7
	女子	108.6	108.9	109.3	109.7	110.0	110.4	110.8	111.1	111.5	111.8	112.2	112.5
9歳	男子	114.1	114.5	114.8	115.2	115.6	116.0	116.4	116.7	117.1	117.5	117.8	118.2
	女子	112.9	113.2	113.6	113.9	114.3	114.6	115.0	115.4	115.8	116.2	116.6	117.0
10歳	男子	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.3	120.7	121.0	121.2	121.5	121.8	122.0
	女子	117.5	117.9	118.3	118.7	119.1	119.5	119.9	120.5	121.1	121.7	122.3	122.9
11歳	男子	122.3	122.6	122.8	123.1	123.4	123.6	123.9	124.3	124.7	125.1	125.5	125.9
	女子	123.5	124.1	124.7	125.3	125.9	126.5	127.1	127.7	128.3	128.9	129.5	130.1
12歳	男子	126.3	126.7	127.1	127.5	127.9	128.3	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.1
	女子	130.7	131.3	131.9	132.5	133.1	133.7	134.3	134.7	135.1	135.5	135.8	136.2
13歳	男子	132.8	133.5	134.2	134.9	135.6	136.2	136.9	137.7	138.4	139.2	140.0	140.7
	女子	136.6	137.0	137.4	137.8	138.1	138.5	138.9	139.1	139.2	139.4	139.6	139.7
14歳	男子	141.5	142.2	143.0	143.8	144.5	145.3	146.0	146.4	146.8	147.3	147.7	148.1
	女子	139.9	140.1	140.2	140.4	140.6	140.7	140.9	141.0	141.0	141.1	141.1	141.2
15歳	男子	148.5	148.9	149.3	149.7	150.1	150.5	150.9	151.1	151.2	151.4	151.5	151.7
	女子	141.3	141.3	141.4	141.5	141.5	141.6	141.6	141.7	141.7	141.7	141.8	141.8
16歳	男子	151.8	152.0	152.1	152.3	152.4	152.6	152.7	152.8	152.8	152.9	152.9	153.0
	女子	141.8	141.9	141.9	141.9	141.9	142.0	142.0	142.0	142.1	142.1	142.1	142.2
17歳	男子	153.0	153.1	153.1	153.2	153.2	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3	153.3
	女子	142.2	142.2	142.2	142.3	142.3	142.3	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4

別表5 年齢・性別ごとの血清Cr中央値及び腎機能低下基準値

年齢 (月齢)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)	年齢 (月齢)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)
3～5か月	0.20	0.30	9歳	0.41	0.62
6～8か月	0.22	0.33	10歳	0.41	0.62
9～11か月	0.22	0.33	11歳	0.45	0.68
1歳	0.23	0.35			
2歳	0.24	0.36			
3歳	0.27	0.41			
4歳	0.30	0.45			
5歳	0.34	0.51			
6歳	0.34	0.51			
7歳	0.37	0.56			
8歳	0.40	0.60			

年齢	男子		女子	
	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)	中央値 (mg/dL)	腎機能低下 基準値 (mg/dL)
12歳	0.53	0.80	0.52	0.78
13歳	0.59	0.89	0.53	0.80
14歳	0.65	0.98	0.58	0.87
15歳	0.68	1.02	0.56	0.87
16歳	0.73	1.10	0.59	0.89
17歳以上	0.83	1.24	0.63	0.95

19

4. 申請時の注意点

年間の成長速度について

継続基準の「年間成長速度」については次のとおりとし、医療費助成の対象となるか否かが判断される。

- ① 意見書作成時の治療期間が6か月以上であれば、その期間の成長速度を1年あたりの「年間成長速度」に換算して、初年度の継続基準にあてはめて判断する。
- ② 意見書作成時の治療期間が6か月末満であれば、「年間成長速度」が正確に判定できないため、継続基準を満たしていない場合も、医療費助成の継続を承認して差し支えない。次回の更新時は「治療初年度の基準」にあてはめて判断する。その場合、次々回の更新は治療開始2年目の基準によって判断する。

4. 申請時の注意点

終了基準について

「Ⅲ 終了基準」と、別表1、別表2及び別表4の身長基準について、児童の年齢と疾病によっては身長基準が終了基準を上回っている場合には、「Ⅲ 終了基準」を優先し、成長ホルモン治療開始時の身長が終了基準を上回る場合は、成長ホルモン治療は医療費助成の対象とはならない。

中断症例について

過去に成長ホルモン治療について医療費助成の対象となっていたが、途中継続して行わなくなった後、再度成長ホルモン治療の医療費助成が必要となった場合には、「Ⅰ 開始基準」をもって医療費助成の対象となるか否かが判断される。